

第4期播磨町障害者計画
第7期播磨町障害福祉計画
第3期播磨町障害児福祉計画
(素案)

令和6年3月

播磨町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	4
3. 計画の対象	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制	7
第2章 本町の障がいのある人の現状	8
1. アンケート調査	8
2. ワークショップ	9
3. ヒアリング調査	10
4. 播磨町における課題のまとめ	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本指針(分野横断的視点)	13
3. 分野と重点施策	14
4. 体系図	16
第4章 施策の展開	18
1. つながる	18
2. そだつ	22
3. くらす	25
4. はたらく	32
5. まもる・学びあう	36
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	39
1. 成果目標の設定	39
2. 障害福祉サービスの見込量	47
3. 地域生活支援事業の見込量	53
4. 障害児通所支援等の見込量	63
第6章 計画の推進体制	65
1. 住民・事業者・地域等との協働の推進	65
2. 庁内推進体制の整備	65
3. 播磨町地域自立支援協議会における取組の推進	65
4. 国、県及び近隣市町との連携	65
5. 計画の評価・点検	66
資料編	67
1. 播磨町障害者計画策定委員会設置要綱	67

2. 播磨町障害者計画策定委員会委員名簿	67
3. 統計データ	68
4. ワークショップ結果	74
5. アンケート調査結果	エラー! ブックマークが定義されていません。
6. ヒアリング調査結果	エラー! ブックマークが定義されていません。
7. 用語解説	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付けました。

この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年）や、「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。令和4年には、障害者権利条約の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されたことを受け、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、障害者施策と障害者権利条約との整合性が一層高めつつ強力に進めていくための構成とされています。

またこの中で、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正は、地域共生社会の実現に向けた取組が大きく進展しています。

本町においては、平成30年に「第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画」を策定し、また令和3年には「第6期播磨町障害福祉計画・第2期播磨町障害児福祉計画」を策定しています。計画の見直しの時期である令和5年度までに、上記の通り、障がいのある人に関する様々な法整備が進んでいます。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の進捗状況を検証するとともに国や兵庫県の動向を踏まえて、新たに「第4期播磨町障害者計画」「第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画」を策定します。

年	国	兵庫県	播磨町
平成5年 (1993年)	■ 障害者基本法の公布		
平成7年 (1995年)		● すこやかひょうご障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ーを策定	
平成13年 (2001年)		● 兵庫県障害者プランを策定	
平成14年 (2002年)	■ 「障害者基本計画」を策定		
平成15年 (2003年)	■ 身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行		
平成16年 (2004年)	■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕 ■ 「発達障害者支援法」の成立		
平成17年 (2005年)	■ 「障害者自立支援法」の成立	● すこやかひょうご障害者福祉プランを策定 ● ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針を策定	
平成19年 (2007年)			○ 播磨町障害者計画、播磨町障害福祉計画を策定
平成20年 (2008年)	■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布		
平成21年 (2009年)			○ 第2期播磨町障害福祉計画を策定
平成22年 (2010年)		● ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてーを策定	
平成23年 (2011年)	■ 改正障害者基本法が公布・一部を除き施行 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）案」が参議院本会議において全会一致で可決成立		
平成24年 (2012年)	■ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達法）案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■ 障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行 ■ 「障害者総合支援法」		○ 第2期播磨町障害者計画・第3期播磨町障害福祉計画を策定
平成25年 (2013年)	■ 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定 ■ 障害者の法定雇用率が引き上げになる。 ■ 「障害者雇用促進法」改正 ■ 「障害者差別解消法」施行		

年	国	兵庫県	播磨町
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者権利条約」国会承認 ■ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立 		
平成 27 年 (2015 年)		<ul style="list-style-type: none"> ● ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方みんなでつなぐ共生の社会～を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 4 期播磨町障害福祉計画を策定 ○ 播磨町人口ビジョンを策定 ○ 播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 ■ 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 		
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者基本計画(第 4 次)」閣議決定 ■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ■ 改正社会福祉法の施行 ■ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ■ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定 ● 障害者等による情報の修得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例)」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 3 期播磨町障害者計画・第 5 期播磨町障害福祉計画・第 1 期播磨町障害児福祉計画を策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ■ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立 ■ 「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行 ■ 障害福祉サービス等報酬改定 		
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部令和元年 6 月 14 日、9 月 6 日施行) 		
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立(内閣府) ■ 東京オリンピック・パラリンピックの開催 ■ 改正社会福祉法の施行 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 6 期播磨町障害福祉計画・第 2 期播磨町障害児福祉計画を策定 ○ 第 5 次播磨町総合計画を策定
令和 4 年 (2022 年)			
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第 5 次障害者基本計画」を策定 ■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」制定 	第 2 期ひょうご障害者福祉計画	

資料：障害者白書より

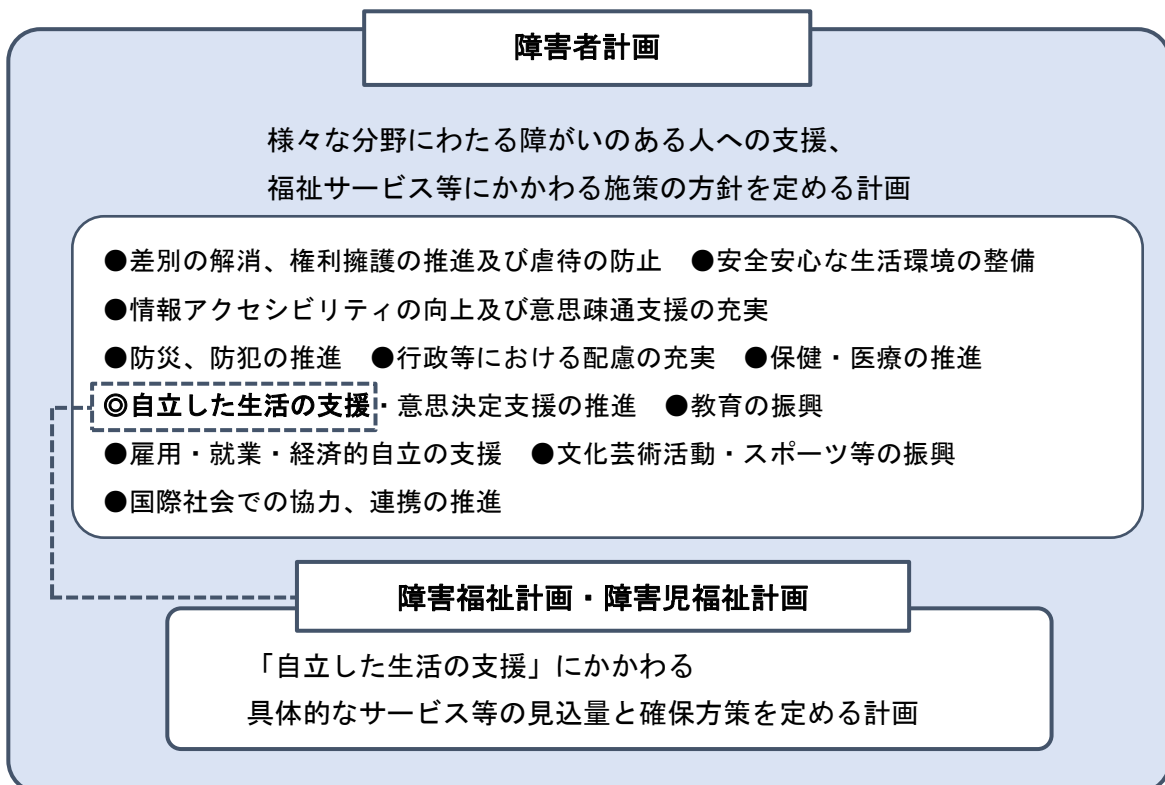
2. 計画の性格

(1) 根拠法

障害者計画は、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

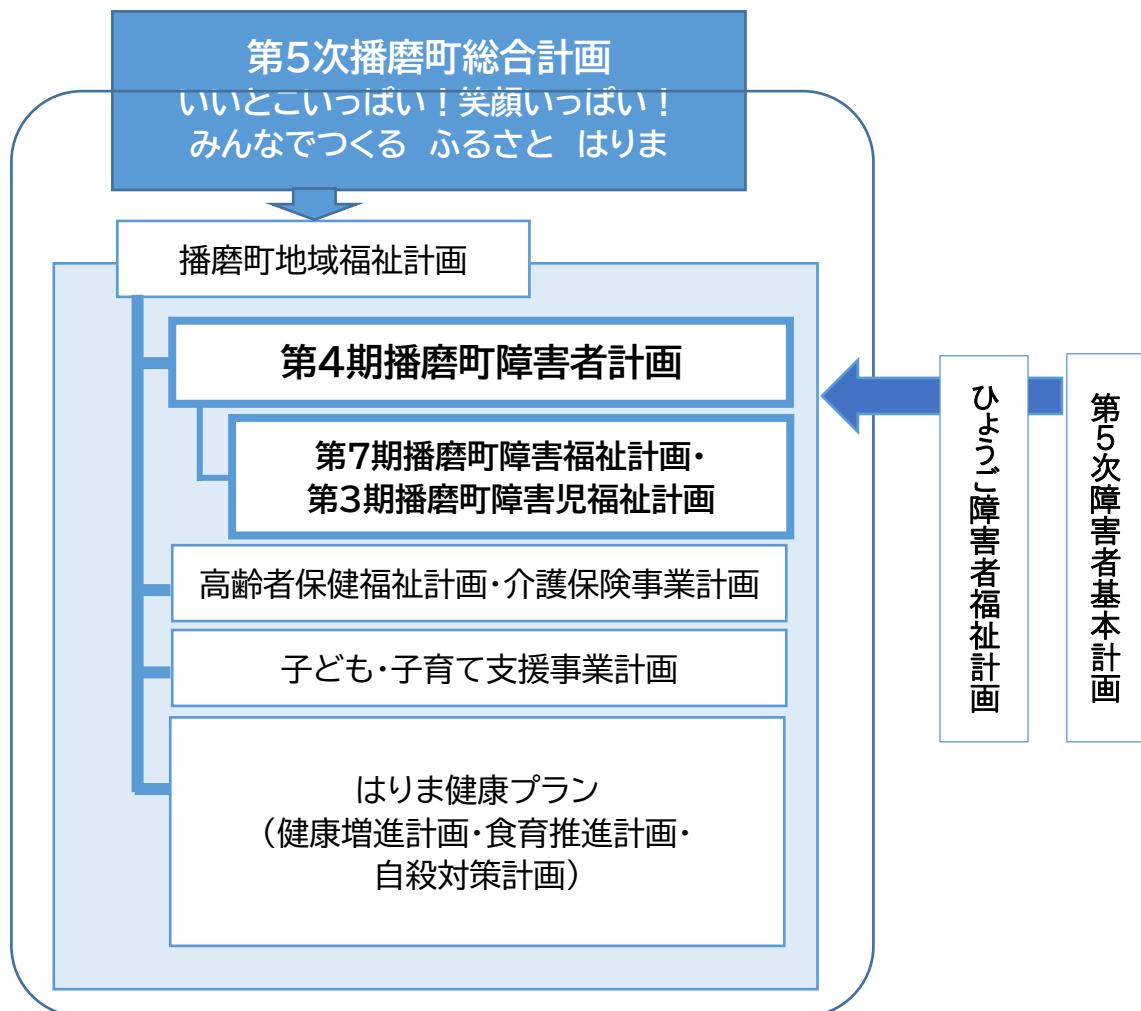
障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和6年度から令和8年度の障害福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第5次) (令和5年度～)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	ひょうご障害者福祉計画	兵庫県障害福祉実施計画	
播磨町	第4期障害者基本計画	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
計画期間	6年間	3年間	3年間



(2) 上位・関連計画

本計画は国の「第5次障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」に基づくとともに、本町の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第5次播磨町総合計画」、福祉分野における上位計画である「播磨町地域福祉計画」や、その他個別計画との連携・整合を図ります。



3. 計画の対象

計画における「障がいのある人」の定義は障害者基本法に則り次の通りです。

ただし、障がいのある人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本町に住むすべての人を対象とします。

■障がいのある人

(定義)

第二条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

— 「障がい」の考え方について —

「障害者基本法」の改正(平成 23 (2011) 年)により、「障がい」のとらえ方が見直されました。それまでは、「障がい」とは本人の心身の状態に起因するものと定義(医学モデル)されていましたが、改正後は社会のさまざまな障壁が、障がいのある人の生きづらさ、暮らしづらさを生みだしているという考え方(社会モデル)に変わりました。

社会モデルの考え方では、例えば段差をなくす等社会のあり方を変えることにより、障がいのある人の生きづらさを軽減することができるようになります。なお、障がいのある人とは、障害者手帳をもっている人だけでなく、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含む)、その他の心や体の働きに障がい(難病に起因する障がいも含む)がある人で、障がいや社会の中にあるバリア(障壁)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人(児童も含む)すべてを指します。

— 「障がい」の表記について —

障がいの表記については、「障がい」のほか「障害」、「障碍」等、様々な見解が出されており、国でも議論がされてきましたが、現時点では意見の一致をみておらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。

播磨町では、議会などで議論された結果、人や人の状態を表す場合において固有名詞や法令等の用語を除いて「障がい」と表記しています。

本計画においては、播磨町の方針のとりの表記とします。

しかし、今後は「社会モデル」*の考え方を踏まえて「障がいのある方に害があるのではなく、障がいのある方が生活する上で未だ差別や偏見など様々な障壁が残っているという社会側の問題」ととらえ、障がいのある方が社会で当たり前のように生活ができるような施策の充実や差別解消のための啓発を進めるとともに、「障がい」という表記についても播磨町障害者計画等と関連させながら検討を重ねていきます。”

＊ 障害の社会モデル

障害は、社会(モノ、環境、人的環境等)と心身機能の障害があいまって作りだされているものであって、その障壁を取り除くのは、社会の責務であるとし、社会全体の問題としてとらえる考え方。平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約において示された。「社会モデル」に対し、障害は個人の心身機能の障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル」という。

(第6期兵庫県障害福祉実施計画から一部引用)

4. 計画の期間

第4期播磨町障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
地域福祉 計画							第1期地域福祉計画					
障害者 計画	播磨町第3期障害者計画						第4期障害者計画					
障害福祉 計画	第5期		第6期				第7期 障害福祉計画		第8期			
障害児 福祉計画	第1期		第2期				第3期 障害児福祉計画		第4期			

5. 計画の策定体制

庁内における前計画の事業評価に加え、播磨町地域自立支援協議会においてワークショップを行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障害者施策などに対する提言を、本計画に反映しました。

また、障がいのある人や住民に対するアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族、地域住民の障害福祉に関する意識やニーズ、課題等を明らかにし、本計画に反映させました。

さらに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、障がいのある当事者を含む住民、団体関係者等による播磨町障害者計画策定委員会を設置し、計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて、本計画を策定します。

第2章 本町の障がいのある人の現状

播磨町における現状や課題を把握するため、アンケート、地域自立支援協議会によるワークショップ、当事者団体のヒアリングを行いました。

1. アンケート調査

令和4年度に3種類のアンケートを実施しました。

- ①播磨町にお住まいの18歳以上の人1,000人
- ②播磨町にお住まいの65歳未満の障害者手帳所持者、障害福祉サービス受給者、障害児通所支援受給者
- ③近隣3市2町(播磨町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町)の障害福祉サービス及び障害児通所サービス事業所

アンケートでの主な意見

- 家族や知人など、障がいのある人が身近にいると答えた人が6割以上います。また障がいのある人が困っているとき、身近に障がいのある人がいると答えた人の方が、積極的に手助けすると回答しました。手助けをしない理由としては、「本当に困っているか分からない」と回答した人が62%、「手助けの方法が分からない」が50%でした。(複数回答可)
- 障がいのある人は、4割以上の方が播磨町は暮らしやすいと回答していますが、一般の人は障がいのある人にとって播磨町は2割の人が暮らしやすいと思うと回答しています。
- 障がいについての住民理解を深めるために必要なものは、「学校教育や人権教育の充実」と回答した人が41%、「障がいのある人との交流の機会」が33%でした。(複数回答可)
- バリアフリーやヘルプマーク等の言葉の認知度は、若年層の方が高い傾向にありました。
- 障がいのある人にとって、「将来の住まいがあるかどうか不安」と回答した人が3割、また「将来必要な介助や支援を受けられるか不安」と回答した人が3割を超えました。
- 福祉サービスの情報の入手先は、「役場」が38%、「広報はりま」が25%で、「総合相談窓口」は3%でした。
- 相談窓口が一番望むことは、「予約なしで気軽に相談できる」が23%、「日常の悩みなどを気軽に相談できる」が13%でした。
- 週に1度も外出しない人は、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が17%となっており、「身体障害者手帳」や「療育手帳所持者」よりも高い値となっていました。
- 障害福祉サービス及び障害児通所サービス事業所にとって、運営上の課題は「職員の確保、定着」が61%、「職員の質の向上」が54%でした。(複数回答可)

2. ワークショップ

播磨町地域自立支援協議会主催によるワークショップを行い、播磨町の現状を知り、どうすればみんなが幸せに暮らしていけるのか、自分は何ができるか等を話し合いました。

ワークショップでの主な意見（課題）

- 障がいに対する偏見がある。
- 障がいを社会モデルとして捉えられていない。
- 障がいのある子どもも地域の学校に通いやすい町になってほしい。
- 発達検査をしたくても、長期間待たされる。
- 発達検査のアフターフォローを充実してほしい。
- 働く場所や働き方のバリエーションが少なく、賃金が低い。
- 緊急時に助けてくれるところがない。
- ヘルパーが不足している。
- お金のことや契約のことについて、知識不足である。
- 災害時の避難所の設備や対応に不安がある。
- 避難訓練を実施し、参加していく必要がある。

※75 ページに関連資料を掲載



障害福祉の視点からまちづくりを考える
ミニ情報提供会とワークショップ
主催：播磨町地域自立支援協議会

誰にもとっても住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすいまちにするために
どなたでも参加できます
参加無料
各日定員20名

どないしたらええんやろう井戸端会議

播磨町では、令和6年度からの障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画について、令和4年度からアンケート調査などの取り組みを行います。播磨町地域自立支援協議会でも、計画策定に意見を反映するために、播磨町の障害福祉の現状を知り、どうすれば、みんなが幸せに暮らしているのか、自分は何ができるか等を話し合います。播磨町を誰にとっても住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすいインクルーシブなまちにするために一緒に話し合しましょう。あなたの参加を、お待ちしております。

第1回 8月31日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：そだつ・まなぶ <ミニ情報提供会> 播磨町の働きやすさ、支援サービスについて 発達障害支援センター、放課後等デイサービスについて 播磨町障害者委員会 播磨町総合情報	第4回 10月12日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：お金と契約 <ミニ情報提供会> 日常生活自立支援事業の紹介 播磨町社会福祉協議会
第2回 9月16日(金)9:30~12:00 倉庫 テーマ：はたらく <ミニ情報提供会> 就労前職の窓口から見てくるもの さまざまな「はたらき方」 ハローワーク築港川 新谷はぐるまの葉	第5回 11月18日(金)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：防災 <ミニ情報提供会> いざという時に備えて 兵庫県防災士会東播磨エリア
第3回 9月28日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：くらすく <ミニ情報提供会> こんな暮らしもある 発達障害者支援センター 播磨町地域自立支援協議会 播磨町総合情報	第6回 12月12日(月)13:30~15:00 倉庫 テーマ：アンケート調査の結果をふまえて 申込みは、裏面をご覧ください

3. ヒアリング調査

播磨町における障害者関係団体に面談でのヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査での主な意見

- 会員の減少や、役員の成り手不足がある。
- 気軽に相談できる場所が欲しい。総合相談の認知度が低い。
- ヘルパーの確保が難しい。
- 余暇を過ごす場所が欲しい。
- 先生や友人、周囲の人に障がいについてもっと知ってほしい。
- 子どもの頃から障がいのある人と交流する機会を増やしたい。
- 相談支援員の不足や、質の差が大きい。
- 質の良い放課後等デイサービスの事業所を増やしてほしい。

4. 播磨町における課題のまとめ

上記で挙げた項目から、重要となる課題を大きく5つにまとめました。

- 1 つながる**

障がい者本人や家族が必要とする支援やサービスの情報を提供できるよう、相談しやすい体制整備を行う必要があります。
- 2 そだつ**

健診や病院で発達の遅れ等を指摘された際、福祉へつなげていく仕組みを整備する必要があります。また、障がいのある子も地域の学校で学ぶことができるよう、インクルーシブ教育をさらに進めていく必要があります。
- 3 くらす**

播磨町で安心して暮らすことができるよう、居住支援のための機能を持つ場を整備すること、また安全な生活環境の整備が必要となります。
さらに、災害時の支援体制も整備する必要があります。
- 4 はたらく**

適性のある就労先を見つけるため、町内で就労アセスメントができる仕組みが必要です。また多様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な利用も求められています。
学生の進路決定は学校の中で決められているが、今後福祉と連携することにより、相談支援などの充実を図っていく必要があります。
- 5 まもる・学びあう**

障がいに対する知識不足、理解不足により偏見や差別が生じているため、障がいについての啓発活動や研修等を行う必要があります。また、権利擁護を進め安心して暮らせる体制の整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町のまちづくりの最上位計画である「第5次播磨町総合計画」において、まちづくりの将来像を「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！みんなでつくる ふるさと はりま」とし、「日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち」「いつでも安心して暮らせるまち」「心安らぐふるさととして、いつまでも愛し、誇りに思えるまち」に10年後のイメージを願ったものです。この将来像には、地域での支えあい、すべての人が播磨町を「ふるさと」として愛情と誇りを持ち、誰もが自分らしくいきいきと過ごす活力あるまちをめざす視点が含まれています。

本計画の前身である「播磨町第3期障害者計画」では、共生社会の実現をめざし、「誰もがともに支え合い、くらす共生のまち」を基本理念として決めました。第4期計画においては、第3期計画の理念を受け継ぐとともに、障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりがお互いを理解し、尊重しあい、人と人がつながっていくことで支えあえるまちづくりを実現するため「障がいの有無にかかわらず 共に尊重し支えあうまち」を基本理念とします。



2. 基本指針(分野横断的視点)

基本理念を実現するにあたり欠かせない基本視点は次の通りです。各施策の縦の分野分けに捉われない横断的視点に留意しながら、施策や取組を推進します。

本人中心支援

障害福祉サービス等の提供やその他の支援について、家族や周囲の人だけで決定するのではなく、本人の思いや希望を尊重し、また考慮しながら決定をしていく姿勢を重視します。

分けない支援

インクルーシブ教育の理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に教育を受けられる環境整備と合理的配慮の提供を進めます。

参加・参画のバリアを下げる

政策決定の場において、障がいのある人が参画しやすい仕組みづくりを進めます。障がいの特性に応じて必要な情報を受け取ることができる支援体制など、参加・参画しやすい環境を整えていきます。

社会的孤立を防ぐ

住民の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難や生きづらさに対応するため、重層的支援体制を進め、分野を越えた複合的な課題解決を目指します。

権利擁護を基盤とした相談支援

相談支援において当事者に寄り添い、必要な情報を提供し、本人の意欲や意向を引き出した自己決定のもと、障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援につなげることを進めます。

家族支援

当事者だけでなく、家族に対しても、障がい等に向き合う方法や、必要なサービスや支援に関する情報、知識の提供や、必要に応じて心身のケアが受けられる環境を進めます。

3. 分野と重点施策

基本理念の実現に向けて、各分野で施策を推進します。

分野1

つながる

障がいのある人やその家族への情報提供が適切に行える相談体制、また、複雑化・複合化した支援ニーズ（課題）にも対応できる重層的支援体制を整えます。

重点
施策

重層的支援体制の確立
基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

分野2

そだつ

療育につなげていく仕組みづくりとその後の子育ての支援を強化し、障がいのある子ども地域の学校と一緒に学ぶことができる体制を進めます。

重点
施策

児童発達支援センターの整備
インクルーシブ教育の推進

分野3

くらす

障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制整備を目指すため、地域生活を支援する人材の確保や育成を進めます。また地域の居場所づくりや緊急時の地域生活支援拠点等の整備を行います。さらに災害時の支援体制の充実を目指します。

重点
施策

地域生活支援拠点等の整備
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
個別避難計画づくりの推進

分野4

はたらく

多様な働き方を進め、また就労選択支援の充実を図り、障がいのある人の就労支援を進めます。

重点	就労支援体制の充実
施策	就労選択支援の充実

分野5

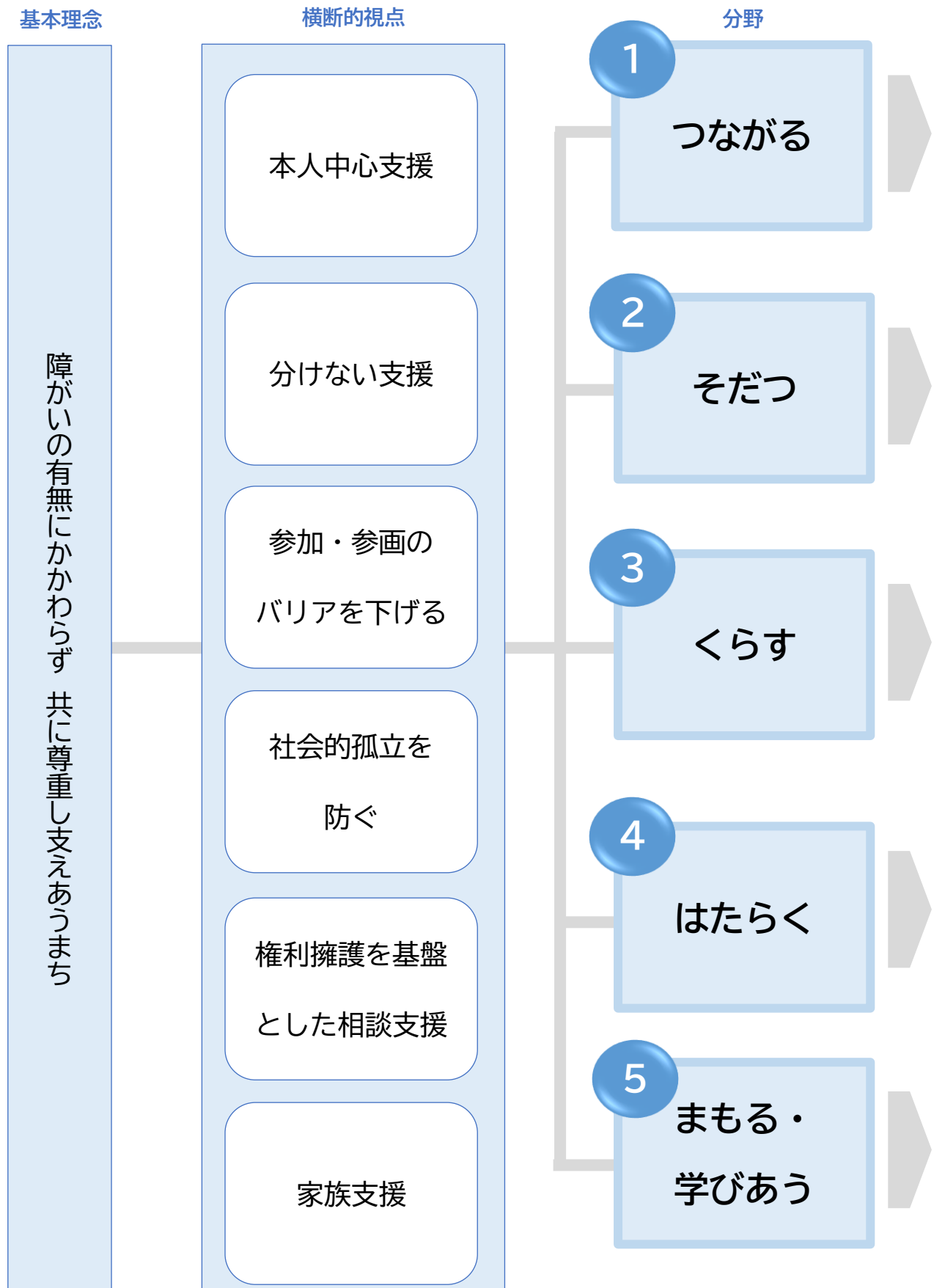
まもる・学びあう

障がいに対する理解促進や差別解消を進め、また障がいのある人の権利擁護を推進します。

重点	差別解消に向けた取組の推進
施策	成年後見制度の活用

4. 体系図

基本理念の実現に向けて、各分野で施策を推進します。



★【重点】…重点施策

【地域】…地域福祉計画と連携していく施策

施策	事業
1-1 相談体制の充実	1 総合的な相談支援の推進【地域】 2 重層的支援体制の確立【重点】
1-2 専門性の向上	3 基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築【重点】 4 福祉人材の確保・育成
1-3 保健・医療の充実	5 医療機関との連携
2-1 療育体制の充実	6 児童発達支援センターの整備【重点】 7 療育につなげていく仕組みづくり 8 発達支援・療育の充実 9 自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進
2-2 福祉と教育の連携	10 保育・教育の充実 11 インクルーシブ教育の推進【重点】
3-1 地域生活の充実	12 地域生活支援拠点等の整備【重点】 13 訪問系サービスの充実 14 日中活動の場の充実と当事者活動支援 15 多様な障がい・多様なニーズへの対応 16 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】
3-2 生活環境の整備	17 安心して暮らせる場の充実 18 福祉のまちづくりの推進【地域】 19 移動支援の充実
3-3 共に支え合う地域づくり	20 余暇活動の充実 21 圏域における地域福祉の推進【地域】 22 集える場づくり【地域】 23 地域自立支援協議会を通じた地域との協働【地域】 24 個別避難計画づくりの推進【重点】
4-1 多様な就労への支援	25 就労支援体制の充実【重点】 26 就労選択支援の充実【重点】 27 就労継続・定着支援の充実 28 就労ネットワークの構築
4-2 就労支援事業所への通所を支える	29 通所の支援 30 優先調達等の推進
5-1 権利擁護の推進	31 権利擁護支援の充実【重点】 32 虐待防止対策の推進
5-2 理解の促進	33 差別解消に向けた取組の推進【重点】 34 障がいに対する理解の促進 35 情報バリアフリー化の推進 36 参加・参画しやすい環境づくり【地域】 37 ボランティアの育成【地域】

第4章 施策の展開

1. つながる

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自身が必要とするサービス、支援や制度の利用方法等を知り、適切に利用できる環境が必要です。そのためには、障がいのある人やその家族等の実情や意思を把握する相談支援体制の整備が重要となります。

播磨町では、基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族、支援者といった誰もが相談できる総合的な窓口を開設しています。多くの相談を受ける一方で、その基幹相談支援センターの専門性の向上や、ケースや課題等の情報共有及び適した専門機関等への振り分けを可能とするネットワークの構築（横のつながりの形成）が求められています。

障がいのある人やその家族へ、必要な情報提供が適切に行える相談体制を整えるとともに、**複雑化、複合化した支援ニーズに対応できるように**相談支援機関や、分野間での連携強化や、相談支援従事者の人材育成、当事者等による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図ります。

<施策と取組の一覧>

つ な が る	施策1 相談体制の充実 ●総合的な相談支援の推進 ★重層的支援体制の確立
	施策2 専門性の向上 ★基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築 ●福祉人材の確保・育成
	施策3 保健・医療の充実 ●医療機関との連携

★は重点事業

(1) 相談体制の充実

1 総合的な相談支援の推進

地域

- 様々な相談を一元的に受付け、専門的な支援にまでつなげる総合相談窓口として、基幹相談支援センターを継続して実施します。
- **相談員**の連絡会を積極的に行い、障害者相談員や民生委員・児童委員等と播磨町地域自立支援協議会が連携し、身近な地域での相談活動を支援します。
- 障害者ケアマネジメントを関係者が合同で研修することにより、相談支援の質の向上を図るとともに、その取組を障がいのある人や関係者にも理解していただけるよう、啓発に努めます。

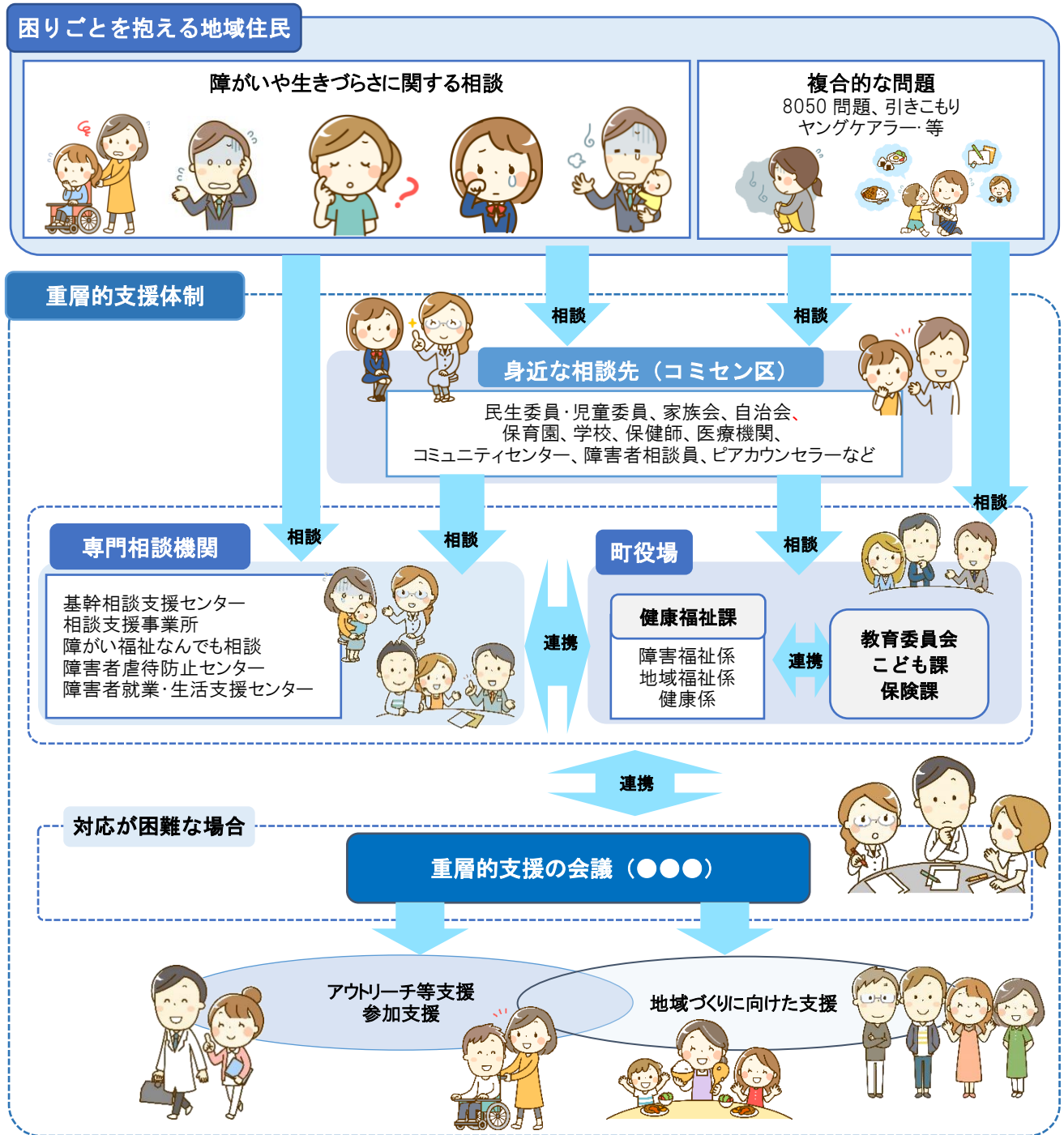
2 重層的支援体制の確立（全庁的な取組の推進）

重点

- 子ども・**障害**・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した相談に対応するため、専門性の向上や機能強化を進めます。
- **職員が必要な支援を提供できるよう専門職の育成に努めます。**

※重層的支援体制とは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に進めるものです。

障害福祉における重層的支援体制のイメージ



本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。

I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援と示されている。

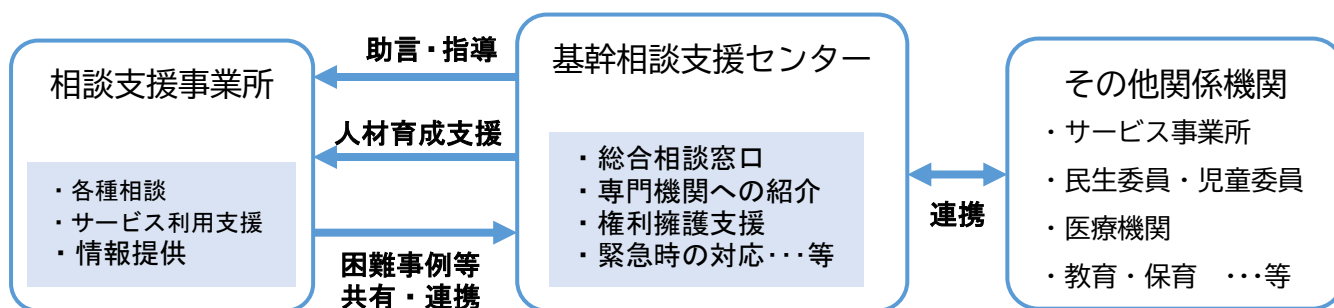
(2) 専門性の向上

3 基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

重点

- 基幹相談支援センターを中心に、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員など関係機関との連携をさらに進めるためネットワークの構築を図ります。
- 基幹相談支援センターから、地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言や、人材確保の支援等を行うとともに、地域の相談支援事業所や、民生委員・児童委員や、その他関係機関との連携を強化します。

基幹相談支援センターの役割のイメージ



4 福祉人材の確保と育成

- 町内でヘルパー養成研修等を実施する事業所に対して支援することにより、福祉人材の確保と育成に努めます。
- 相談支援専門員やその他相談支援に従事する人へ研修等を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。

(3) 保健・医療との連携

5 医療機関との連携

- 医療機関に対して障がいへの理解や合理的配慮の提供を促し、診察時のコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知に努めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターを設置し、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けられることができるように、関係機関との連携調整を行います。

2. そだつ

<現状と施策の方向性>

障がいの有無にかかわらず、自らの能力や特性を發揮するためには、一人ひとりの実情に応じた適切な支援や、教育ニーズに対応した細やかな支援が必要です。また、子どもたちが地域で共に育つためには、保育・教育機関における支援の充実と地域における理解が必要不可欠です。

播磨町においては、県立東はりま特別支援学校や関係機関と連携し、幼児期からの適切な教育相談、就学指導を行っています。また、不登校や悩みを抱えている児童生徒への支援として、スクールカウンセラー（SC）、ソーシャルワーカー（SSW）、学校生活サポーター（SS）、適応指導教室（ふれあい教室）等と連携するなど、学校の先生のみで課題を抱えることしないよう連携体制を整えています。併せて、医療的ケア児への支援も進めています。

その一方で、近年、特別支援学級在籍児童生徒、通級指導対象者が増加しており、指導する教室等の場所の確保の問題も生じています。また、特別支援学校や放課後等デイサービスに通う児童生徒が、地域と関わる機会が少なく、地域から隔絶されている場合があるといった課題もあります。

療育につなげていく仕組みづくりとその後の子育ての支援を強化し、支援を必要とする子どもへの適切な支援につなげます。また、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した支援を行うことができるよう、関係機関と連携を図りながら、相談体制や特別支援教育等の充実を図るとともに、すべての児童生徒が共に学ぶことができる教育環境を整えます。

<施策と取組の一覧>

そ
だ
つ

施策1 療育体制の充実

- ★児童発達支援センターの整備
- 療育につなげていく仕組みづくり
- 発達支援・療育の充実
- 自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進

施策2 福祉と教育の連携

- 保育・教育の充実
- ★インクルーシブ教育の推進

★は重点事業

(1) 療育体制の充実

6 児童発達支援センターの整備

重点

- 児童発達支援センターを設置し、保健・医療・福祉・教育等と連携し、継続的な支援を行います。
- 本人や保護者の意向、発達の状況を踏まえ、就学時に適切な教育の場を選択できるよう、専門的な見地から就学に関する情報を提供し、関係機関との連携を強化して教育相談の充実を図ります。
- 療育事業、母子相談、家庭療育支援講座や子育て相談を継続的に実施し、子育てにおける不安の軽減に努めます。

7 療育につなげていく仕組みづくり

- 健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、児童発達支援センター等の発達相談を通して支援・助言を行い、必要に応じて療育や医療につなげます。
- 障がいのある子ども、配慮が必要な子どもを早期に発見し、当事者や家族の実態把握、必要な支援に繋げるため、保健、医療、教育、福祉の関係機関が連携・協議を行う、播磨町の療育支援の仕組みを構築します。
- 保健、医療、教育、福祉の連携・協議において、その調整や一貫した支援を可能とするためのコーディネーター等を配置します。

8 発達支援・療育の充実

- 配慮の必要な子どもの円滑な就園と就園後の集団への適応を促すため、加配の保育士や支援員を配置し、福祉や教育委員会、関係機関との連携をとりながら保育・教育の充実を図ります。
- 児童生徒一人ひとりの実態に応じた効果的な指導・支援のための活動を行います。
- 保育士・教職員に対して、障がい全般や、特に増加傾向にある発達障害についての多面的なとらえ方と対応の仕方について学ぶ研修の実施及び研修ニーズの把握とその提供を行います。
- 地域自立支援協議会のそだつ部会において、障がいのある子どもやその家族、関係者が集まり、課題や支援方法について協議するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスの評価を行います。

9 自己紹介ファイル「かけはし」の利用促進

- 「かけはし」の意義や入手方法等を周知し、学齢期及び卒業後の就労を見据えた一貫した支援が受けられるよう利用を促進します。
- 「かけはし」がさらに有効なものとなり、活発に利用されるよう、利用者の声も反映しながら、構成や内容の見直しを随時行います。

(2) 福祉と教育の連携

10 保育・教育の充実

- 障がいのある児童・生徒について、保護者や関係機関と連携して「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々の実態に応じて、きめ細やかに適切な指導及び支援の充実を図ります。
- 学校・園に配置されている特別支援コーディネーターを通して、幼児期からの適切な教育相談、就学指導を行う等、特別支援教育の充実を図ります。
- 特別支援教育に関して、全教職員の資質・能力の向上を図る研修会を開催し、専門性向上と実践力向上に努めます。

11 インクルーシブ教育の推進

重点

- 障がいの有無にかかわらず地域の学校に通うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。
- 医療、福祉、教育の関係機関と連携した会議を開催し、課題や認識を共有し、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。
- 障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもが安全に安心して教育を受けることができるよう、学校・園の施設及び設備の充実に努めます。

3. くらす

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、生活に必要な障害福祉サービスの提供体制が重要となります。また、地域移行を進めるにあたり、生活の基盤となる住環境の整備と、地域における居場所づくり、緊急時における地域生活支援拠点等の整備が必要です。併せて、災害等の緊急時における避難行動及び避難所での配慮など、安心して過ごすことができる体制の整備が必要です。

アンケートによると、障がいのある人を主に介助している人は、3割以上が60歳以上と高齢であり、「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか不安」という意見が多くなっています。また、ワークショップやヒアリングにおいても、親や兄弟など家族による支援がなくなった後に地域で暮らし続けることへの不安として、緊急時の支援を受けられる環境、短期入所（ショートステイ）の活用が課題として挙げられています。

また、余暇を過ごす場所が少ないこと、地域での暮らし方に選択肢が少ないことも課題となっており、学齢期であれば、学校と放課後等デイサービスでのみ活動するのではなく、地域の様々な場に障がいの有無にかかわらず参画できる環境、当事者の意思や希望に基づいて、暮らし方を選択できる環境が求められています。

障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制整備を目指すため、障害福祉サービスの充実と地域生活を支援する人材の確保や育成を進めます。また、家族が丸抱えしなくても良い地域生活の支援に向けて、地域生活支援拠点等の整備と地域のネットワークづくりに取り組みます。さらに災害時の支援体制の充実を目指します。

<施策と取組の一覧>

くらす	施策1 地域生活の充実 ★地域生活支援拠点等の整備 ●訪問系サービスの充実 ●日中活動の場の充実と当事者活動支援 ●多様な障がい・多様なニーズへの対応 ★精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	施策2 生活環境の整備 ●安心して暮らせる場の充実 ●福祉のまちづくりの推進 ●移動支援の充実
	施策3 共に支え合う地域づくり ●余暇活動の充実 ●圏域における地域福祉の推進 ●集える場づくり ●地域自立支援協議会を通じた地域との協働 ★個別避難計画づくりの推進

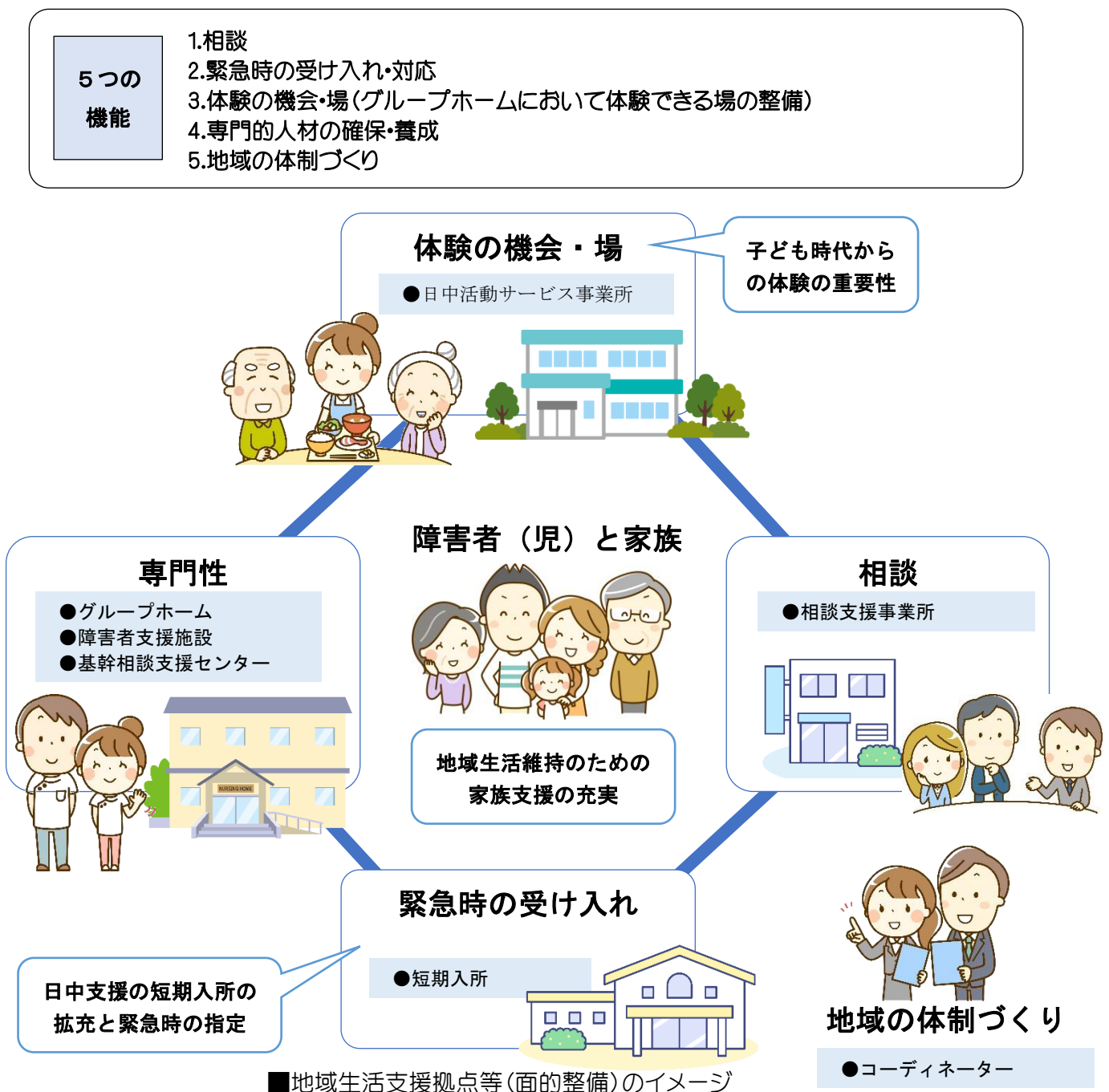
★は重点事業

(1) 地域生活の充実

12 地域生活支援拠点等の整備 重点

- 地域における社会資源を生かし、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能となるように、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、切れ目のない支援の円滑な運用を図ります。
- 地域生活支援拠点等の機能の強化・拡充に向けて、子ども時代からの体験のとして、協働による体験の場を整備、日中支援型の短期入所の拡充と緊急時の指定、親や兄弟など家族による支援がなくなった後への不安解消に向けた家族支援の充実を図ります。

地域生活支援拠点等のイメージ



13 訪問系サービスの充実

- 障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系各サービスの量を確保するとともに、内容の充実を図ります。また、障がいのある人の社会参加促進に向けて、同行援護や移動支援について周知を図り、利用促進に努めます。
- 重度訪問介護などのサービスの周知と適切な支給に努めます。
- 重度の障がいにより外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援ができるよう、居宅訪問型児童発達支援事業を行うサービス提供事業者の確保に努めます。

14 日中活動の場の充実と当事者活動支援

- 障がいのある人の自立した生活を支援するため、生活介護等の日中活動の場を確保します。
- 創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センター等の機能を充実します。
- **地域**自立支援協議会において、障がいのある人やその家族が課題や悩みを共有することのできる場として当事者部会を設けます。

15 多様な障がい・多様なニーズへの対応の充実

- 関係団体や障害福祉サービス提供事業所等と情報共有を図り、強度行動障害を有する人の実態把握に努めるとともに、地域自立支援協議会や県その他関係機関と連携した支援体制の構築を目指します。
- 医療的ケアを必要とする人、難病の人など支援ニーズが高い人が希望するサービスや、施設等の利用、受け入れを可能とする体制の構築に努めます。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険制度の対象となった場合も、本人の状態や希望等に基づき、障害福祉サービス等の支給を検討するとともに、ケアマネジャー等とも連携し、適切なサービスの提供に努めます。

16 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

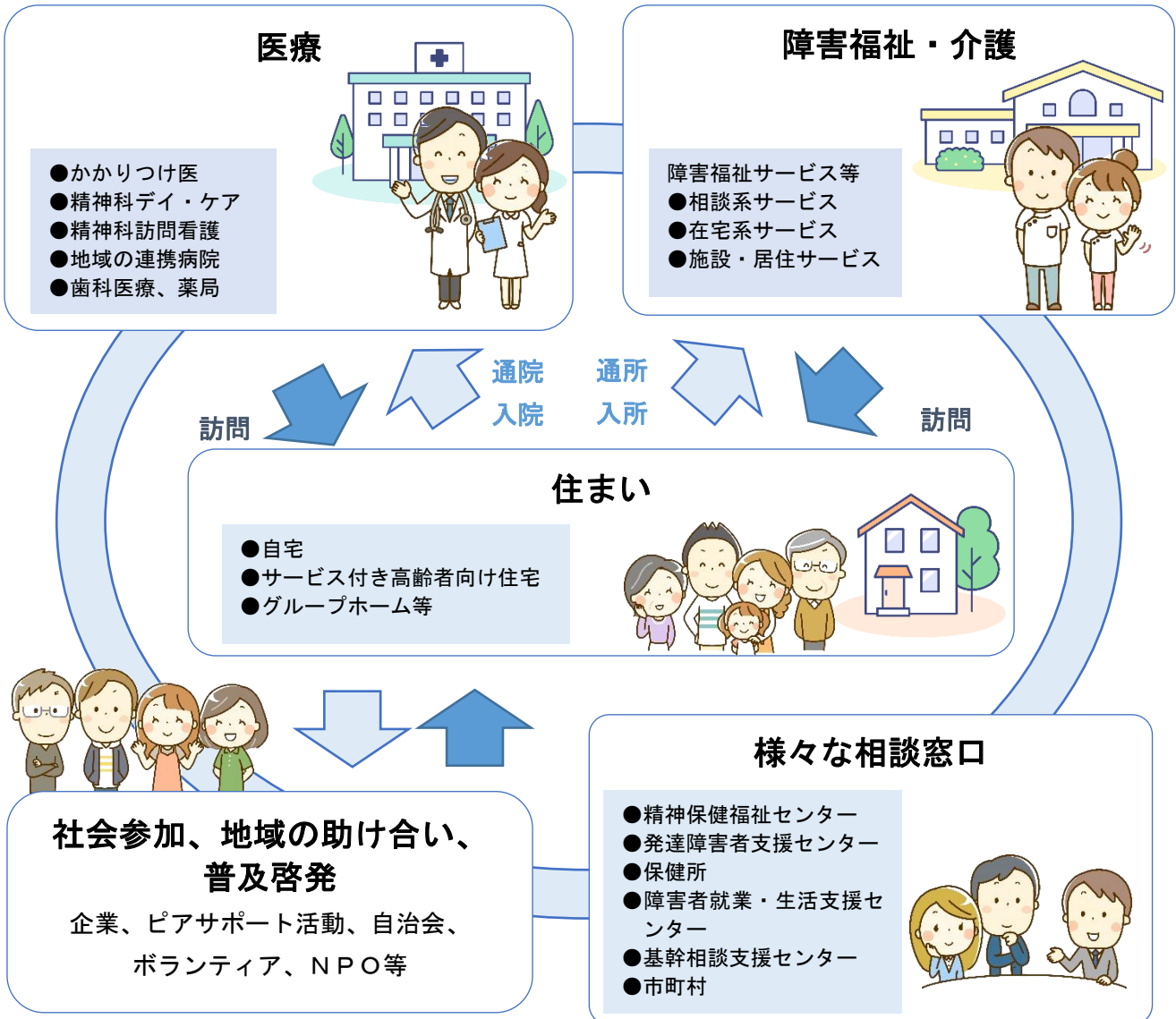
重点

- 播磨町社会福祉協議会や地域自立支援協議会等との連携の強化を図り、精神障がいのある人の地域生活への移行・定着の仕組みを作ります。
- 地域で暮らす精神障がい者の居場所として、地域活動支援センターの機能を見直し、本人や家族がいつでも相談でき、活動できる環境を整備します。
- 地域住民にメンタルヘルスに関する啓発を行い、精神障がいに関する理解を深めるための「心のサポーター」を養成します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

3つの方針

1. 地域ネットワークの構築
2. 地域課題に関する協議
3. 啓発等事業推進



(2) 生活環境の整備

17 安心して暮らせる場の充実

- 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労軽減を図るため、短期入所、日中一時支援を必要なときに利用できるよう、関係機関と連携し、体制の整備に努めます。
- 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、グループホーム等の新規開設誘致を行い、さまざまな暮らし方を支援します。
- 自宅での日常生活が送りがやすくなるよう、住宅改造費の一部を助成する制度について、利用促進に向けた周知に努めます。

18 福祉のまちづくりの推進

地域

- 今後も「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」に基づき、バリアフリーの整備を継続します。
- 「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区の整備・改善を計画的に進めます。
- 県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めるとともに、関係団体、企業などに、既存施設の改修や改善に向けた理解と協力を求めます。

19 移動支援の充実

- 障がいのある人の社会参加の促進のため、タクシー利用助成や運転免許取得費助成、自動車改造費助成等の事業を実施するとともに、その利用促進に向けた周知に努めます。

(3) 共に支え合う地域づくり

20 余暇活動の充実

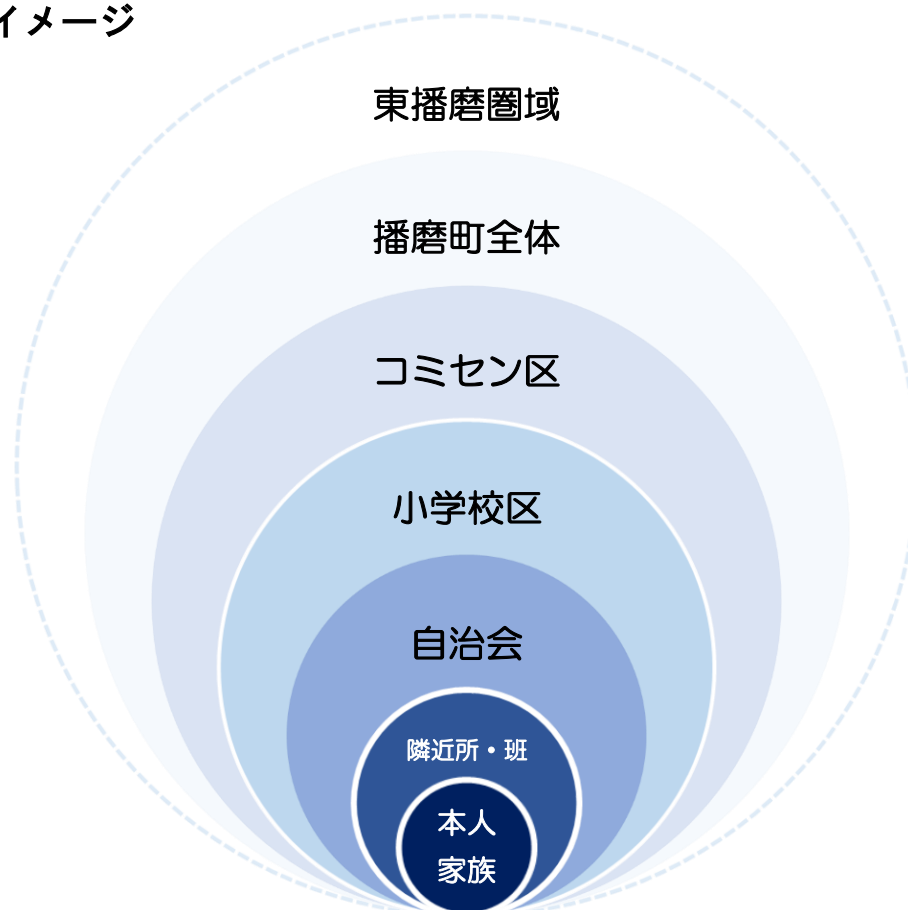
- 誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、文化・芸術活動などのいっそうの普及を図ります。
- 「播磨町バリアフリー基本構想」を踏まえ、未対応のスポーツ・文化施設の改善・改修を引き続き実施します。
- 町が主催する事業等にユニバーサルスポーツを取り入れ、障がいの有無や年齢に関わらず、すべての住民が参加できるイベントの開催を進めます。

21 圏域における地域福祉の推進

地域

- 地域のコミュニティ活動の拠点として、各地域に設置しているコミュニティセンターを活用し、各種講座等の学習機会を提供します。
- 移動支援やコミュニケーション支援の活用や、ボランティアと連携を図り、障がいのある人が社会参加しやすいよう環境整備に努めます。
- 関係機関が実施する講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を周知します。
- 障がい者関係団体や自治会、民生委員・児童委員などの地域の団体とも連携しながら、啓発活動をはじめ、地域行事などの参加支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

圏域のイメージ



22 集える場づくり

地域

- 地域自立支援協議会と連携し、障がいのある人が集い、同じ立場で語り合えるピアカウンセリングの場づくりに努めます。

23 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

地域

- 地域自立支援協議会が、障害福祉施策推進のための実質的な協議の場や課題の共有と解決の場として機能するよう、幅広い障がい当事者や関係機関が参加に努め、協議内容の充実を図ります。
- 障害福祉分野だけでは解決できない課題について、地域との協働を進め、障害の課題について共有するとともに地域課題についても共に解決できるよう努めます。

24 個別避難計画づくりの推進

重点

- 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、関係機関と連携し、個別避難計画の作成プロセスを構築し、要支援者の計画作成を進めます。
- 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、避難行動要支援者名簿への登録と適正な管理を行い、必要があれば本人の同意を得たうえで、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等と情報を共有します。

4. はたらく

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が自立して暮らすためには、障がいのある人の就労や社会参加の場が必要であり、また、障がいのある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障がいへの理解促進と、障がいや特性に対する偏見の解消、機会や待遇における平等を阻害する要因の除去等の必要があります。

また、一般就労に向けた訓練の場や、一般就労が困難である場合の就労機会の場を確保し、多様な働き方を自らの特性や能力、希望に応じて選択することができる体制が必要です。

アンケートによると、身体障がいのある人は、正社員・正職員として働いている人が多い一方で、知的障がいや精神障がいのある人は、アルバイト・パートや、就労継続支援 B 型で働いている人が多く、賃金が低い傾向にあります。精神障がいのある人は、生活するために十分な賃金をもらえることを特に重視している傾向にあります。

ワークショップにおいても、賃金の低さは課題として挙げられており、合わせて就労先としての企業が少ないこと、働き方も固定的であることが問題となっています。障がいの有無にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境が必要であるとともに、障がいのある人の希望する働き方や、仕事の内容を知るための体験の場が求められています。

特にヒアリングで当事者やその家族の意見としては、学齢期から就労についての情報が少ないことへの不安を抱えており、早い段階から働き方や、仕事の内容などを学び、体験するなど、選択肢を広げることが重要視されています。

働く意欲のある障がいのある人が、その能力を発揮できるよう、多様な就労の場を確保するとともに、働き続けることができる環境づくりや、障害者雇用に向けた企業・事業所への情報提供等の働きかけを行います。また、就労選択支援の充実を図り、障がいのある人の就労支援を進めます。

<施策と取組の一覧>

は
た
ら
く

施策1 多様な就労への支援

- ★就労支援体制の充実
- ★就労選択支援の充実
- 就労継続・定着支援の充実
- 就労ネットワークの構築

施策2 就労支援事業所への通所を支える

- 通所の支援
- 優先調達等の推進

★は重点事業

(1) 多様な就労への支援

25 就労支援体制の充実

重点

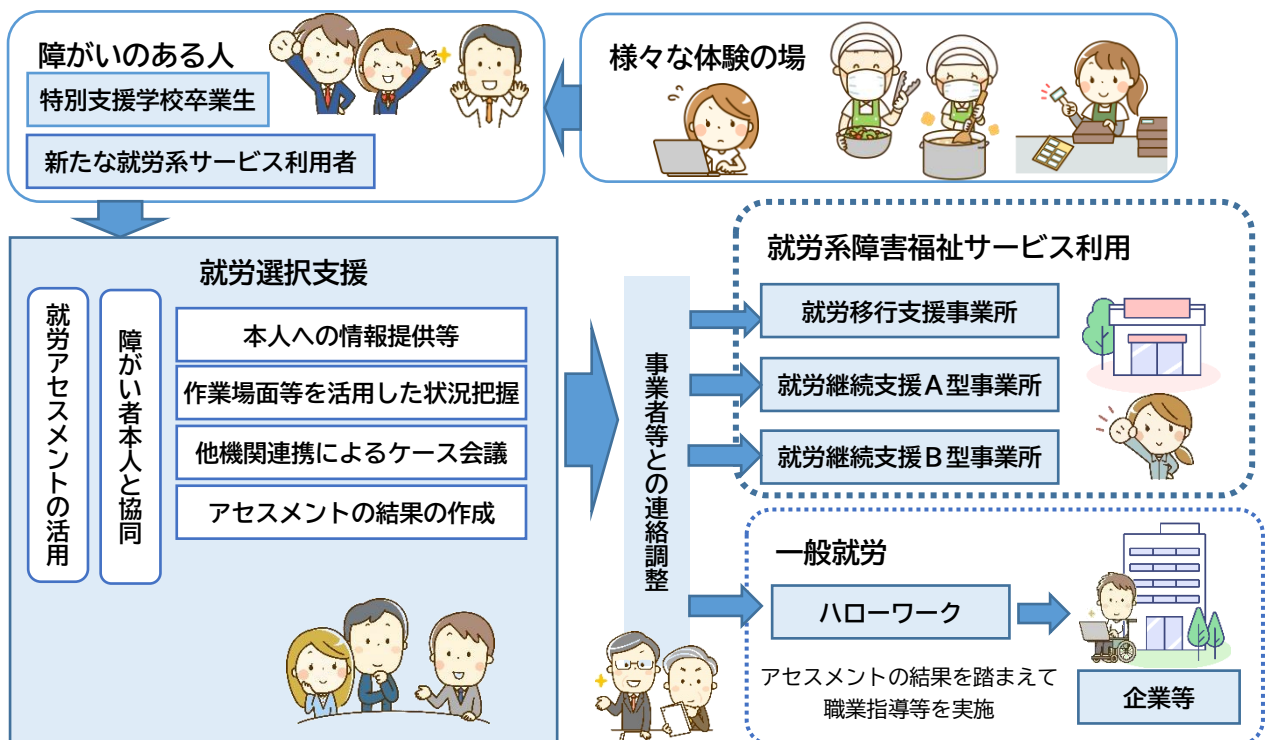
- 一般企業への就労を希望する障がいのある人に、就労移行支援等の就労に必要な能力向上のための訓練を行います。
- 再就職を求める人も含め、必要に応じ、職業能力の開発、向上を支援するため、ハローワーク（公共職業安定所）などと連携して就労相談から就労移行支援事業所や職業訓練校へつなぎます。
- 地域の事業者等に対し、障害者雇用に対する理解を得られるような啓発と障害者雇用に関する制度の周知を行い、利用を促進します。また、福祉事業所等に対し、障害者雇用に関する現状について情報提供を行います。

26 就労選択支援の充実

重点

- 本人の希望や特性を考慮した就労アセスメントを作成できるよう、仕組みづくりの構築を図ります。また、学校教育と福祉の連携を進めます。さらに、多様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な利用を進めます。

■就労選択支援のイメージ



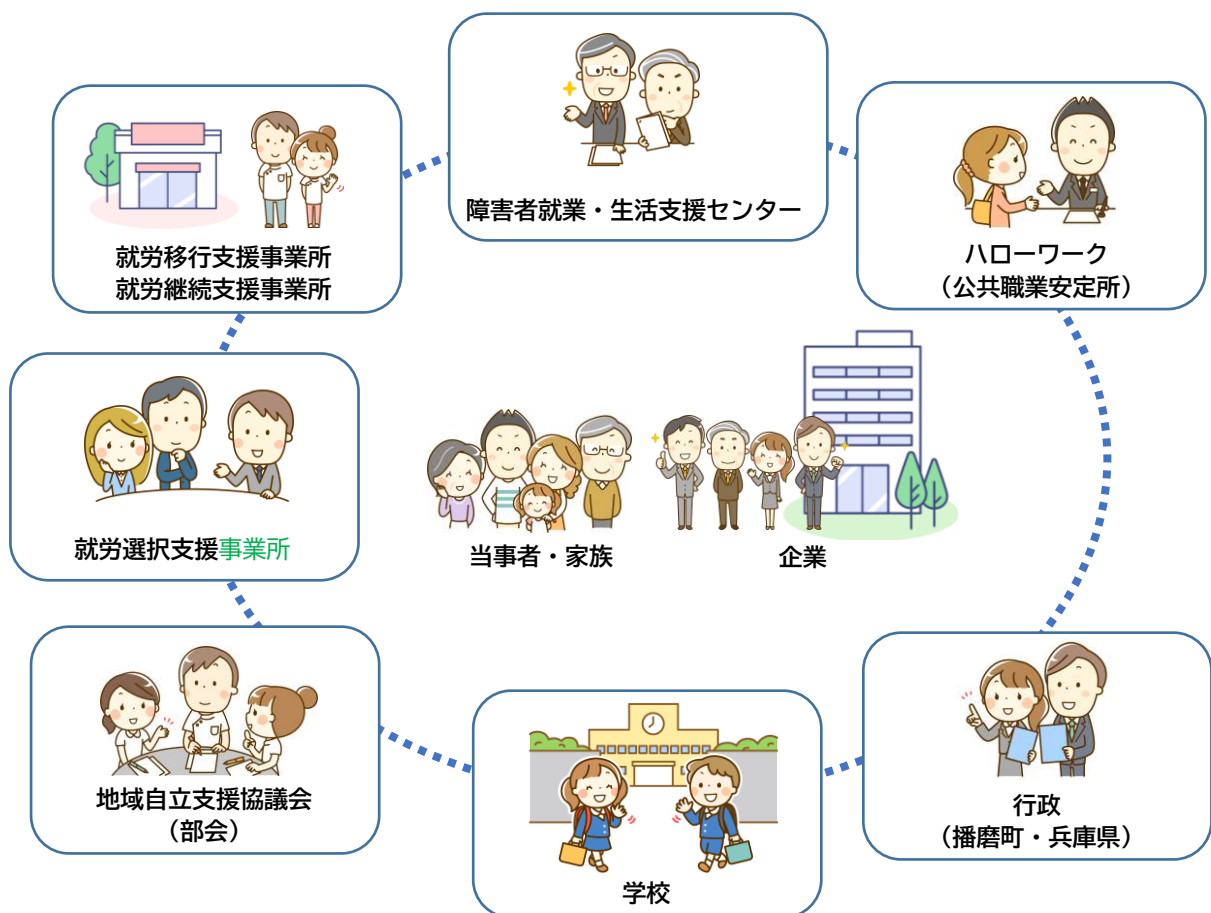
27 就労継続・定着支援の充実

- 就職後の職場定着が円滑に進むよう、ジョブコーチ制度の周知等、継続雇用に向けた支援を図ります。
- 就労意欲を継続するために播磨町地域自立支援協議会が開催する当事者の集いの場の活動を支援します。

28 就労ネットワークの構築

- ハローワーク（公共職業安定所）等の就労支援機関や、加古川障害者就業・生活支援センターと連携し、整備を図り、生活面・就労面の一体的な支援につなげます。
- 2市2町（播磨町・稲美町・加古川市・高砂市）内の障害福祉サービス事業所情報を検索することができる「4Cities Map」の利用促進を進めます。

■就労ネットワークのイメージ



(2) 就労支援事業所への通所を支える

29 通所の支援

- 就労訓練をしている障がいのある人に、交通費の一部を補助し、負担軽減を行います。
- 障がい者の就労機会の拡大を図るため、自営業や企業で働く重度障がい者に対して、町から重度訪問介護等事業所を通じ、通勤や職場等における支援を実施します。

30 優先調達等の推進

- 町において、障がいのある人の就労施設等で製造・生産された物品等の優先調達を引き続き推進します。
- 障害者雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。
- 障がいのある人の就労施設等で製造・生産された物品等を販売する場の提供を行います。

5. まもる・学びあう

<現状と施策の方向性>

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域に住む人々が障がいのある人やその特性等に正しい知識を持ち、理解することが重要です。また、障がいのある人自身がその能力や特性を発揮して、自ら地域の一員としてその役割を担うことができるよう、参画に必要な環境を整えることも必要です。

アンケートによると、相談先がわからない人、相談する相手がいない人が全体の1割と少なくはありません。ヒアリングでは、障がいの判定がはっきりしない状況で、一度支援から卒業してしまい、その後再度生活上での困難を抱えて障がいを認識し、必要な支援が遅れるといったケースも意見として挙げられました。子どもから大人になる際の情報共有や、高齢者と障がい者の連携といった点は相談支援の課題となっています。

また、障害を理由とした差別の経験は、18歳未満で4割以上、全体ではおよそ3割の人が経験しています。また、差別を経験した後、泣き寝入りした（あきらめた）人は全体の4割以上となっており、ヒアリングにおいても、嫌なことを経験した後すぐに相談でき、迅速な対応を可能とする体制が求められています。

障がいの理解促進は重要であり、障がいにかかわらず誰もが持ちうる「生きづらさ」を地域に住む一人ひとりが理解し、我が事として考え、障がいのある人が地域の活動や交流の場で嫌な思いや差別される経験をする事のない環境が求められています。

障がいに対する理解促進や差別解消を進め、また、成年後見制度の利用促進や意思決定に必要な支援を充実する等、障がいのある人の権利擁護を推進します。

<施策と取組の一覧>

まもる・ 学びあう	施策1 権利擁護の推進 ★権利擁護支援の充実 ●虐待防止対策の推進
	施策2 理解の促進 ★差別解消に向けた取組の推進 ●障がいに対する理解の促進 ●情報バリアフリー化の推進 ●参加・参画しやすい環境づくり ●ボランティアの育成

★は重点事業

(1) 権利擁護の推進

31 権利擁護支援の充実

重点

- 成年後見センターと連携し、障害福祉における権利擁護支援を推進します。
- 住民と協力して権利擁護支援のためのネットワークを構築し、福祉のまちづくりを進めます。
- 障がいのある人の所得を保障するための障害基礎年金や障害厚生年金制度、各種手当制度等について周知に努めます。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度について周知に努め、必要な人が制度を利用して経済的に自立できるよう支援します。

32 虐待防止対策の推進

- 播磨町障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関・団体等と連携して、問題の解決に向けた支援を行います。
- 障がい者福祉に関わるサービス提供事業者との連携を強化し、サービス提供状況を常に把握するとともに、適切なサービスが行われるよう支援に努めます。

(2) 理解の促進

33 差別解消に向けた取組の推進

重点

- 「障害者差別解消法」の改正により、民間事業所や医療機関等で合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、町からも引き続き啓発活動を実施します。
- 合理的配慮に関するわかりやすい説明や、その具体例を示しながら、地域住民に対して啓発活動を実施します。
- 「障害者差別解消法」に基づき町で定めた「播磨町職員接遇マニュアル」の内容が全職員に周知され、また実践においてその内容が遵守されるよう、職員への啓発を継続的にを行います。

34 障がいに対する理解の促進

- すべての地域住民及び関係機関・団体・学校・事業所等に対し、障がいについての理解が深まるよう、広報や町のホームページ・研修会・講演会・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行います。
- 精神障がいのある人の社会復帰の取組を広く地域住民に知ってもらう機会を増やします。
- ヘルプカード及びヘルプマークについて、啓発を行い、理解の促進に努めます。

35 情報バリアフリー化の推進

- 福祉に関する制度改正等があった場合は、必要に応じてパンフレット等の作成や、「福祉のしおり」を見直します。
- 「声の広報」を定期的に提供します。
- 広報やホームページなどについて、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、誰にとっても見やすく、わかりやすい情報提供の工夫に努めます。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を通じ、聴覚障がい等がある人の社会参加促進に努めます。

36 参加・参画しやすい環境づくり

地域

- コミュニティセンターや公民館において、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで誰もが参加しやすい交流の機会を増やし、交流活動の充実を図ります。
- 障がいのある子どもを持つ家族会や当事者団体との連携を図り、活動しやすい環境づくりを支援します。
- 園児・児童・生徒が障がいについて学べる機会を増やし、保育・教育内容の充実を図ります。
- 小学校・中学校ともに、カリキュラムに沿った福祉学習を行うとともに、障がいの理解を深め合理的配慮ができるように努めます。

37 ボランティアの育成

地域

- 障がいのある人の見守りや日常生活の支援を行う権利擁護支援員等の養成に取り組むとともに、修了者の活動の場の提供と活動の支援に努めます。
- 播磨町社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティアの拠点とし、ボランティア同士の連携機会の充実を継続的に推進します。
- 障がいのある人によるピアカウンセラーやボランティア活動の育成・支援に努めます。
- 広報・ホームページや学校などを通じてボランティア活動の広報に努め、ボランティア活動に対する地域住民の理解促進を図ります。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 成果目標の設定

第7期・第3期計画における国の基本指針では、成果目標について、目標を達成するために必要な活動指標の見直し（指標の変更と追加）が行われています。

本町では、国と県の基本指針に基づくとともに、本町や東播磨圏域の実情を考慮しながら、令和8年度末までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込量を以下の通りに設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ・施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減すること

令和4年度末時点において、地域移行者数は1人と目標より少なく、また、施設入所者数は増加しています。施設入所者に対しては、本人との面談により、生活状況の確認と、今後の意向について確認をしています。

また、町内におけるグループホームの整備や、重度障がいのある人等の受入れについて、関係機関と連携しながら、希望する人の地域移行について検討を進めています。

第7期計画における目標として、国の指針に基づき、1名が地域移行し、令和8年度までに施設入所者が1人減少し、21人となることを設定しています。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
地域生活移行者数	1人	0人	1人
施設入所者数	23人	22人	21人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針【活動指標】

・保健、医療・福祉関係者による協議の場について、開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定および評価の実施回数を設定する。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場

本町では、令和3年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、年に2回の協議を実施しています。

令和8年度に向けて、協議の場における目標設定及び評価を実施することと、参加者に当事者及び家族も含めることを検討します。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標 (令和5年度末)	実績 (令和4年度末)	第7期計画の目標 (令和8年度末)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	設置済	設置済(継続)
協議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
目標設定及び評価の実施回数	—	—	—
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の参加者数	10	11人	10人
保健関係者の参加者数	2人	2人	2人
医療(精神科)関係者の参加者数	1人	1人	1人
福祉関係者の参加者数	2人	3人	2人
家族関係者の参加者数	0人	0人	0人
その他関係者の参加者数	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援の充実

■国の基本指針【成果目標】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること
- ・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

① 地域生活支援拠点等の整備、検証及び検討

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができ、また、親や兄弟など家族による支援がなくなった後の地域生活の支援に向けて、地域生活支援拠点等を令和8年度末までに整備します。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	0箇所	0箇所	1箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	—	—	—
コーディネーターの設置	—	—	—

② 強度行動障がいがある人の支援体制の整備【新規】

強度行動障がいがある人について、対象となる人の実態把握と、支援体制を整備することが求められています。東播磨圏域において、強度行動障がいがある人の把握やその支援体制について検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針【成果目標】

- ・就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

①福祉施設利用者の一般就労への移行

■一般就労への移行者数

本町においては、毎年6人が就労移行支援もしくは就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労へ移行しており、目標を達成しています。就労継続支援B型事業所においては、まだ一般就労への移行につながっていません。

第7期計画においては、各事業所より移行者数を就労移行支援事業所から2人、就労継続支援A型事業所から3人、生活介護・自立訓練より1人を設定し、合計6人が一般就労へ移行することを目標として設定します。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績		第7期計画の目標
	(令和5年度末)	令和3年	令和4年	(令和8年度末)
一般就労への移行者数	6人	6人	6人	6人
うち就労移行支援事業所	2人	3人	2人	2人
うち就労継続支援A型事業所	3人	3人	4人	3人
うち就労継続支援B型事業所	0人	0人	0人	0人
うち生活介護・自立訓練	0人	0人	0人	1人
一般就労へ移行した割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	—	—	—

②障害者の一般就労への定着

就労定着支援事業は、これまでの実績に基づき、毎年1人が利用することを見込んでいます。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績		第7期計画の目標
	(令和5年度末)	令和3年	令和4年	(令和8年度末)
就労定着支援事業利用者数	1人	3人	1人	1人
就労定着率が8割以上の事業所の割合	—	—	—	—

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること
- ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

町内には児童発達支援センターがありませんが、令和8年度末に播磨町で児童発達支援センターを設置する予定です。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に向けての検討・協議を進めます。

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所については、現在該当する事業がなく、1個所の確保に向けて、事業所等への働きかけを進めます。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	0個所	0個所	1個所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	—	—	整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0個所	0個所	1個所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1個所	0個所	1個所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの設置	1人	0人	1人
主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備	0個所	0個所	1個所
医療的ケア児者を支援する事業所の整備	2個所	2個所	2個所

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・(地域自立支援)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保することを基本とする。

①総合的な相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化

基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援事業所の人材確保や、専門性向上の支援、連携強化等の取組を進めます。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	設置(継続)	設置	設置(継続)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言	120件	131件	120件
相談支援事業者の人材育成の支援	20件	14件	20件
相談機関との連携強化の取組の実施	30回	25回	30回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針【成果目標】

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること
- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修に参加する職員数の見込みを設定すること
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数を見込みを設定すること
- ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数を見込みを設定すること

サービスの質の向上に向けて、兵庫県が実施する研修等への参加や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有、指導監査結果等についての自治体間での共有を進めます。

【第6期計画の実績と第7期計画の目標】

項目	第6期計画の目標	実績	第7期計画の目標
	(令和5年度末)	(令和4年度末)	(令和8年度末)
都道府県実施研修への職員参加人数	25人	25人	25人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施	無	無	無
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数	0回	0回	0回

2. 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの種類と内容】

種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,034	1,109	1,238	1,340	1,440	1,540
	人/月	66	66	71	73	75	77
重度訪問介護	時間/月	444	393	3	200	200	200
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	94	127	160	160	160	160
	人/月	7	9	11	11	11	11
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の実績】

- 居宅介護は、令和5年度に利用者が大きく増加しています。
- 重度訪問介護は、令和5年度に利用時間が大きく減少しています。
- 同行援護は、年々利用者が増加しています。
- 行動援護と重度障害者等包括支援は、利用実績はありませんでした。

【見込量確保のための方策】

- 居宅介護については、前期計画の期間中、利用人数が増加を続けていることから、今後も増加が見込まれます。支援を必要とする人が円滑にサービスを利用できるよう、既存のサービス提供事業者への働きかけを行うとともに、新規参入へ向けた情報提供や支援に努めます。
- 重度訪問介護については、今後も一定の利用を見込んでおり、サービス提供事業者と連携してサービス量の確保に努めます。
- 同行援護については、利用人数・時間とも横ばいで推移するものと見込み、現状のサービス提供基盤の維持を図ります。
- 行動援護と重度障害者等包括支援については利用実績がありませんが、事業者への働きかけに努め、サービスの確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの種類と内容】

種類	内容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を通じて一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅で暮らす障がいのある人を介助する人が病気等の場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,086	1,011	989	1,000	1,000	1,000
	人/月	57	54	51	54	54	54
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	19	5	17	15	15	15
	人/月	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	3	27	27	27	27
	人/月	0	0	2	2	2	2
就労移行支援	人日/月	133	140	152	160	160	160
	人/月	8	8	9	10	10	10
就労継続支援 A型	人日/月	666	675	644	670	670	670
	人/月	34	35	33	35	35	35
就労継続支援 B型	人日/月	1,567	1,843	2,058	2,200	2,400	2,600
	人/月	96	112	121	125	130	135
就労定着支援	人/月	3	1	0	2	2	2
就労選択支援	人/月	—	—	—	2	2	2
療養介護	人/月	6	5	5	5	5	5
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	50	62	58	64	64	64
	人/月	11	15	15	15	15	15

【第6期計画の実績】

- 生活介護については、利用者及び利用日数が年々減少しています。
- 自立訓練（機能訓練）は常に1人が利用しており、自立訓練（生活訓練）は令和5年度に2人が利用しています。
- 就労移行支援と就労継続支援 B 型は、利用者が増加している一方で、就労継続支援 A 型は、令和4年度をピークとし、令和5年度には減少に転じています。また、就労定着支援は、令和5年度には利用実績がありませんでした。
- 療養介護については、利用者の大きな変動はありません。
- 短期入所については、令和4年度に利用が増加し、令和5年度も継続して15人が利用しています。

【見込量確保のための方策】

- 生活介護については、障がいのある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスであり、地域移行を進めるにあたり、一定の利用を見込んでいます。必要とする人へのサービス提供体制の確保に向け、新規開設を検討する事業所への情報提供等に努めます。

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労定着支援については、これまでの実績から一定の利用を見込んでいます。
- 就労継続支援 B 型については、これまでの実績が増加傾向であることと、障がいのある人の自立に向け、今後も利用者が増加することを見込んでいます。また、新たに創設される就労選択支援の事業も含めて、加古川障害者就業・生活支援センターやハローワーク加古川等と連携し、地域における企業・事業所等の障害者雇用への理解促進や、多様な働き方についての検討を行います。
- 短期入所については、緊急時における対応や介助者のレスパイト等の観点から重要なサービスであり、現在の実績の最大を見込んでいます。また、障がいのある人の高齢化や重度化を踏まえ、近隣市町や介護保険の事業所等との連携を図ります。

（3）居住系サービス

【居住系サービスの種類と内容】

種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、主として夜間に相談や、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	25	29	36	36	39	39
うち精神	人/月	5	5	7	7	9	9
施設入所支援	人/月	22	22	23	23	23	23
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
うち精神	人/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の実績】

- 共同生活援助（グループホーム）の利用は年々増加しています。
- 施設入所支援については、令和5年度に1人利用者が増加しています。
- 自立生活援助は、現在利用の実績はありません。

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人の地域移行を進めるにあたり、居住の場として必要不可欠であることから、利用者が増加することを見込んでいます。また、障がいのある人の重度化や高齢化等に対応したグループホームの整備が求められており、事業所の参入等への働きかけを行うとともに、障がいのある人への偏見等によりグループホームの設置・整備が妨げられることがないように、地域住民へ障害への理解促進を図ります。
- 施設入所支援については、施設での生活を必要とする人へのサービス提供体制を確保します。
- 自立生活援助については、必要とする人が利用できるよう、引き続きサービスの内容や制度の周知を図ります。

（４）相談支援

【相談支援の種類と内容】

種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	82	80	84	84	86	86
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の実績】

- 計画相談支援について、令和5年度に利用者が増加しています
- 地域移行支援及び地域定着支援は、現在利用実績がありません。

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援について、障害福祉サービス利用者は基本的に計画相談支援を受けることから、今後も利用者が増加することを見込んでいます。
- また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化等により、その役割が重要となることから、相談支援専門員の人材確保や、サービスの質的向上に向けた研修や指導等を地域自立支援協議会や基幹相談支援センターとの連携のもと支援します。特に、強度行動障がいや医療的ケアへの対応として、兵庫県が実施する研修等の情報提供を行う等、専門性向上を図ります。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、重要な支援であるため、サービスの周知及び利用促進を図ります。

3. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【内容】

種類	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁(バリア)」を取り除くため、障がいの理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

- 地域住民における障がいへの理解促進・啓発活動を継続して行っています。

【見込量確保のための方策】

- 地域住民をはじめ、関連機関、団体、事業所、学校等で障がいの理解が深まるよう、障がい者週間や、各種イベント等、様々な機会を通じて、啓発活動等の拡充に努めます。

②自発的活動支援事業

【内容】

種類	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

- 障がいのある人やその家族、関係する団体や地域住民の活動への支援を継続して行っています。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、地域における活動を支援するとともに、その活動内容については、広く地域住民に知ってもらえるよう周知を行います。

③相談支援事業

【内容】

種類	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等 市町村相談支援 機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある人が、保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第6期計画の実績】

- 町内で障害者相談支援事業の実施が1か所あり、基幹相談支援センターは令和2年度に設置し、継続して運営しています。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、基幹相談支援センターを中心とし、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

④成年後見制度利用支援事業

【内容】

種類	内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、一定の要件に該当する人に対し、町長が本人や親族に代わって申立てを行う「町長申立」や、「報酬助成」として、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	0	1	1	1	1

【第6期計画の実績】

- 成年後見制度利用支援事業は、令和3、4年度には利用実績がありませんでした。

【見込量確保のための方策】

- 播磨町成年後見制度利用促進計画に基づき、引き続き、播磨町社会福祉協議会等と連携して制度の理解促進及び、利用の支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【内容】

種類	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第6期計画の実績】

- 成年後見制度法人後見支援事業は、播磨町社会福祉協議会と連携し実施しています。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、制度の周知と利用を希望する人の円滑な利用に向けた支援の充実を図ります。

⑥意思疎通支援事業

【内容】

種類	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思の疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また手話通訳技能を有する者を配置し、相談や情報提供の支援を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	19	10	15	15	15	15

【第6期計画の実績】

- 手話通訳者設置事業については、現在実施できておりません。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、令和4年度に利用が減少しましたが、一定の利用があります。

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者設置事業については、手話奉仕員の育成により、必要な人材の育成・確保に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、これまでと同程度の利用があると見込んでおり、本町で実施するイベントや研修等に、障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

⑦手話奉仕員養成研修事業

【内容】

種類	内容
手話奉仕員 養成研修事業	住民を対象に、聴覚障がいのある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活に必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度(見 込)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	7	4	4	4	4	4

【第6期計画の実績】

- 手話奉仕員養成研修事業について、令和4年度以降、受講者が減少しています。

【見込量確保のための方策】

- 聴覚障がいのある人との交流促進等の支援者として期待される手話表現技術を習得した奉仕員の養成・研修を引き続き実施するとともに、手話が言語であることを地域住民に広く周知し、手話への関心の向上、普及に努めます。

⑧日常生活用具給付等事業

【内容】

種類	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やスチーム装具等の日常生活用具の給付により、在宅重度障がいのある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝具、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用室内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、音声体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人口喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	スチーム装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	4	6	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	9	9	9	9	9
排せつ管理支援用具	件/年	688	746	800	850	900	950
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	0	0	0

【第6期計画の実績】

- 介護・訓練支援用具については、令和4年度以降1件の給付となっています。
- 排せつ管理支援用具や情報・意思疎通支援用具については、給付件数が増加しています。
- 自立生活支援用具は、給付件数が増減しており、在宅療養等支援用具の利用件数は一定となっています。

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の在宅生活の支援や自立した生活を支援するために必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

⑨移動支援事業

【内容】

種類	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人のうち、障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象でない人に対して、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行い、地域での自立した生活と社会参加を促進します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	1,821	2,524	3,200	3,200	3,200	3,200
	人/年	42	39	41	41	41	41

【第6期計画の実績】

- 移動支援事業は、利用時間が年々増加しています。

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人が地域における様々な活動へ参加することや、自立した生活への支援のために、引き続き、支援を充実します。

⑩地域活動支援センター

【内容】

種類	内容
地域活動支援センター	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター(町内)	か所/年	1	1	1	1	1	1
	人/年	16	11	10	10	10	10
地域活動支援センター(町外)	か所/年	7	6	6	6	6	6
	人/年	12	14	11	11	11	11

【第6期計画の実績】

- 地域活動支援センターの町内の利用者数は、令和3年度以降減少傾向にあります。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、専門的職員の配置や人材の育成を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供と社会との交流促進を図ります。

(2) 任意事業

【内容】

種類	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族に向けた就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。
訪問型歩行訓練	中途失明者等視覚障がいのある人に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障がいのある人の自立と社会参加を図ります。
生活サポート事業	介護給付費支給決定者以外の人について、一次的に日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。
移動入浴事業	在宅生活をしている重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第6期)			見込量(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	5	7	6	6	6	6
訪問型歩行訓練	人/年	1	1	1	1	1	1
生活サポート事業	人/年	1	2	4	4	4	4
移動入浴事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【第6期計画の実績】

- 生活サポート事業については、増加傾向にあります。日中一時支援事業、訪問歩行訓練、移動入浴事業については、横ばいで推移しています。

【見込量確保のための方策】

- 引き続き、希望する人が十分に利用できるよう、各事業のサービス提供体制を充実します。

4. 障害児通所支援等の見込量

種類	内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します

【第2期計画の実績と第3期計画の見込量】

種類	単位	実績値(第2期)			見込量(第3期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	441	467	527	550	550	550
	人/月	41	41	47	50	50	50
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	1,102	1,177	1,198	1,200	1,200	1,200
	人/月	109	116	113	115	115	115
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	2	2	2	2
	人/月	1	1	2	2	2	2
障害児相談支援	人/月	38	40	43	45	45	45
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	1	1	1	1

【第2期計画の実績】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスの利用日数、障害児相談支援の利用者数は年々増加し続けています。
- 保育所等訪問支援の利用は令和5年度に1人増加し、2人となっています。
- 障害児相談支援は、利用者数が年々増加しています。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、1人を配置しています。

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスについては、児童発達支援センター等と連携し適正なサービスを提供できる体制の整備を図ります
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービス提供事業者に対する情報提供等の働きかけを行い、実施を支援します。
- 保育所等訪問支援については、継続した実施に向け、提供体制の整備を進めます。また、障がいのある児童が希望する施設等に通うことができるよう、訪問先の理解促進、協力に向けて、事業の周知・啓発を行います。
- 障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めるとともに、地域の保健、医療、福祉、教育、就労の関係機関が情報の共有により、ライフステージに応じた適切な支援を提供できるように連携に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、行政と地域住民、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関・団体、医療機関、教育機関等との連携・協働が欠かせません。そのため、さまざまな機会を通じて連携を深め、全町が一体となった協働体制の構築・推進に努めます。

2. 庁内推進体制の整備

障がいのある人に関する施策の推進には、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁的な施策が必要であることから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、進捗状況を把握・点検し、障害者施策の効果的な推進に努めます。

3. 播磨町地域自立支援協議会における取組の推進

播磨町地域自立支援協議会では、専門部会をもとに、各分野における協議・検討を進めるとともに、ワークショップ・全体会・推進会議等を通じて課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを協議する場として、取組を進めています。

協議を進める中で明らかになってきたさまざまな課題については、幅広い関係者と連携しながら対応を図り、播磨町地域自立支援協議会から積極的に情報発信して、誰もが安心して暮らせるまちづくりの輪を広げます。

4. 国、県及び近隣市町との連携

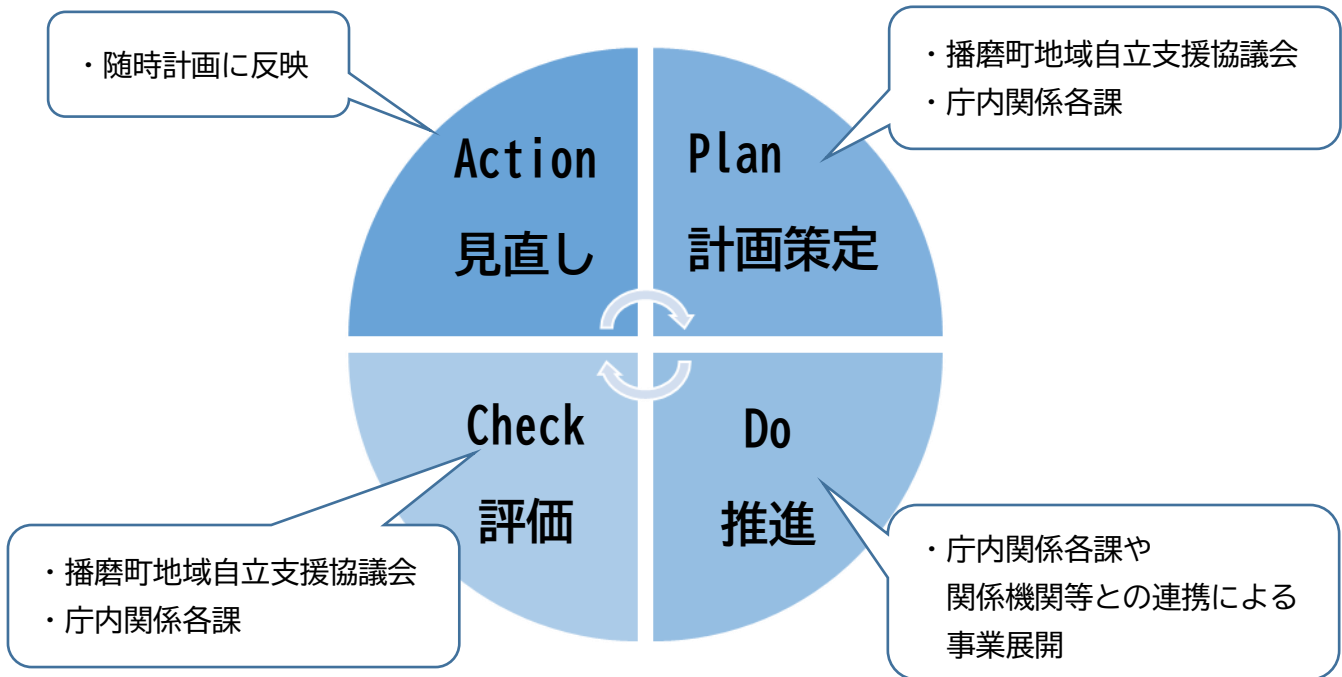
本計画の推進にあたっては、今後の制度改正等に的確に対応していくことも重要であり、国や県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

5. 計画の評価・点検

本計画及び「播磨町障害者計画」の各施策の実施状況等については、PDCA サイクルに基づき、毎年度、計画の評価・検証・見直しを行います。また、播磨町地域自立支援協議会等に随時意見を聞きながら、計画の進捗管理を行います。

また計画の進捗については、住民への広報・周知に努めます。



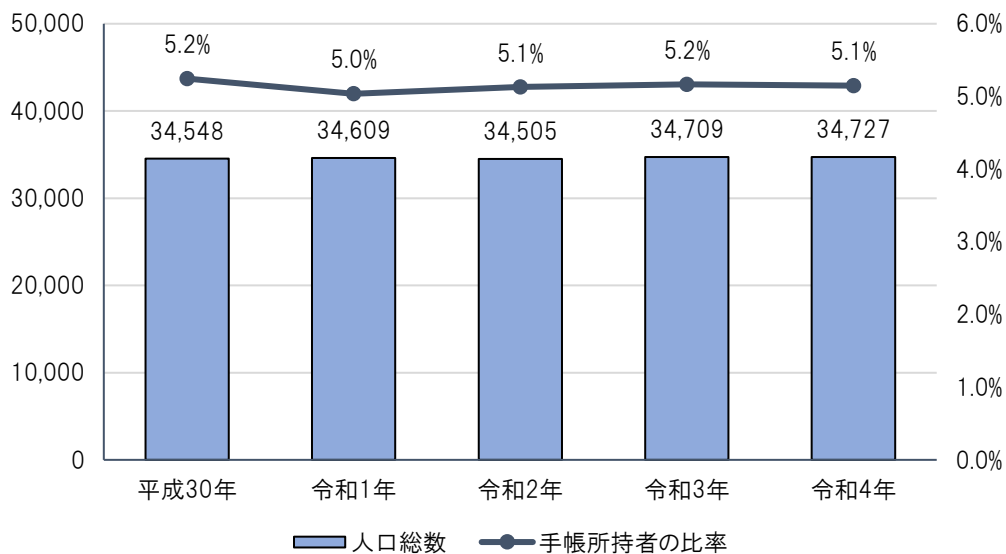
資料編

1. 播磨町障害者計画策定委員会設置要綱
2. 播磨町障害者計画策定委員会委員名簿

3. 統計データ

(1) 人口の推移

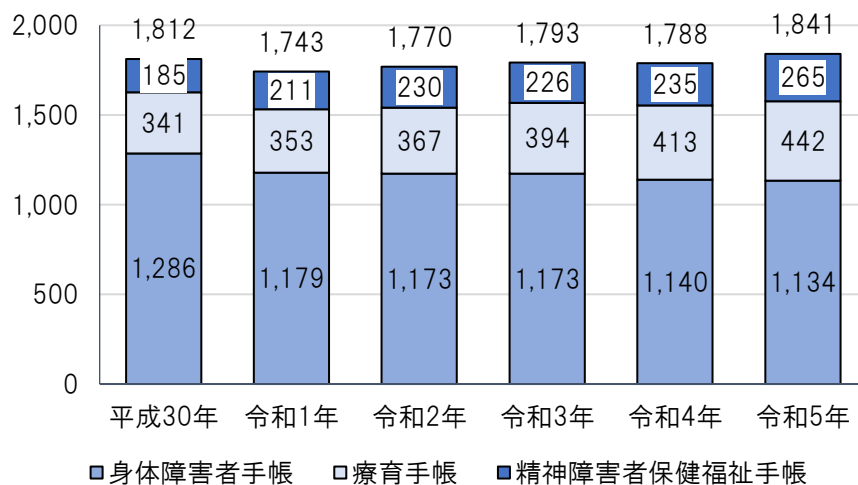
- 播磨町の人口は、令和2年のみ減少しましたが、それ以外の年は増加しており、令和4年には34,727人に達しました。
- 人口に占める手帳所持者の比率はおよそ5%で推移しています。



各年3月31日現在の住民基本台帳人口

(2) 手帳所持者数の推移

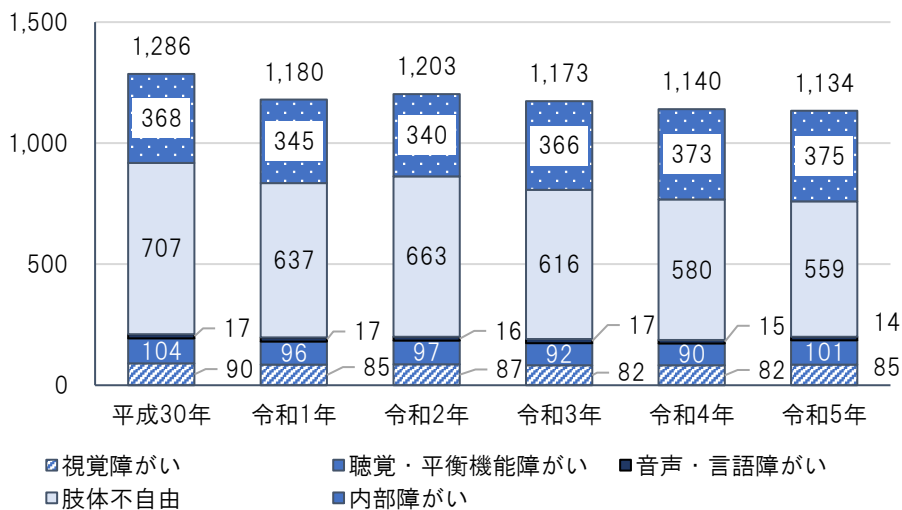
- 手帳所持者全体は、増減を繰り返していますが、身体障害者手帳所持者は減少し続けており、主に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。



(2) 身体障がいのある人の状況

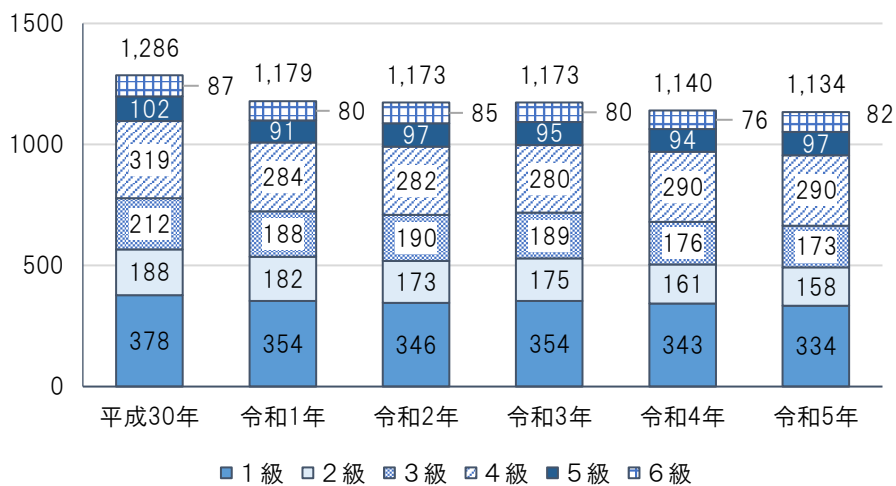
① 障がい部位別手帳所持者数

- 障がい部位別で見ると、特に多くを占める肢体不自由の人が減少し続けています。



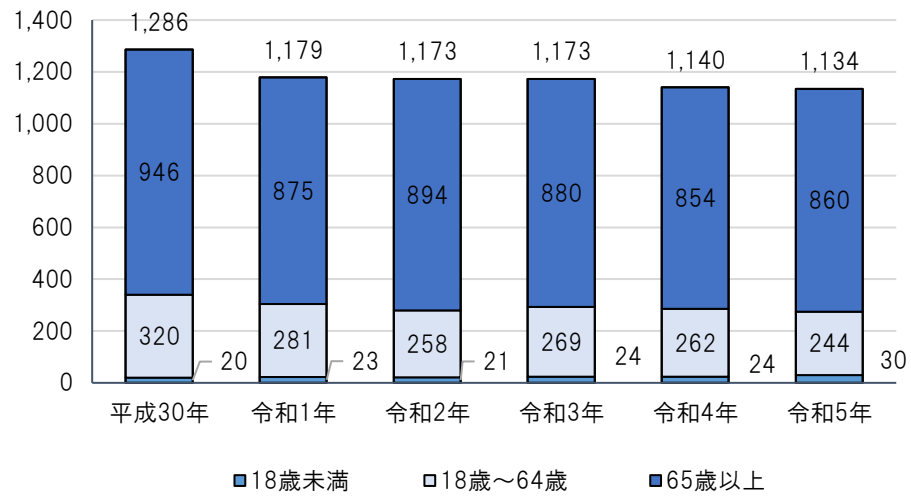
② 等級別手帳所持者数

- 等級別で見ると、最も重度である「1級」の人が多くを占めています。



③年齢別手帳所持者数

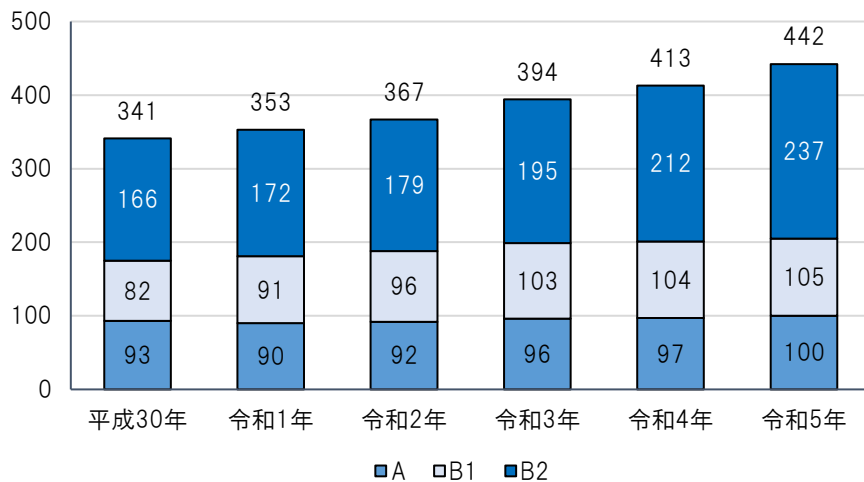
- 身体障がいのある人のほとんどが 65 歳以上であり、平成 30 年と比べると令和 5 年には 86 人減少しています。



(3)知的障がいのある人の状況

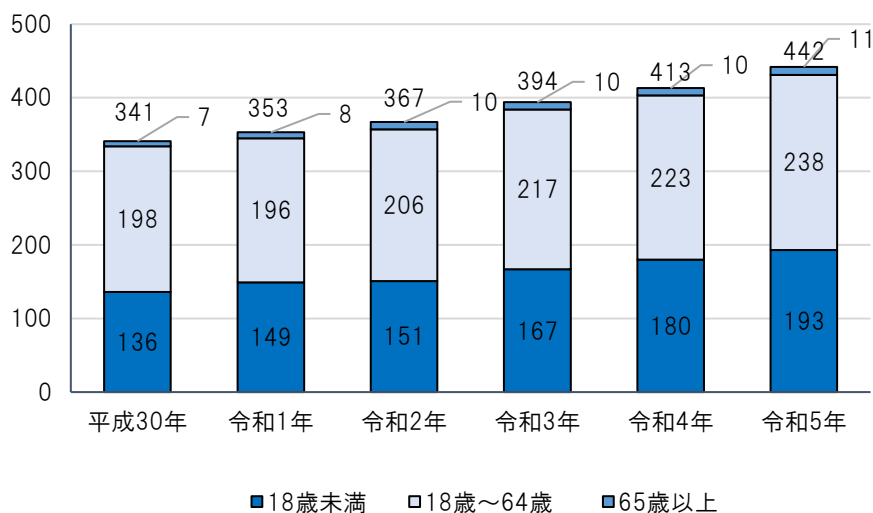
①等級別手帳所持者数

- 等級別で見ると、B2 の軽度に該当する人が多くを占めており、また、年々増加し続けています。



②年齢別手帳所持者数

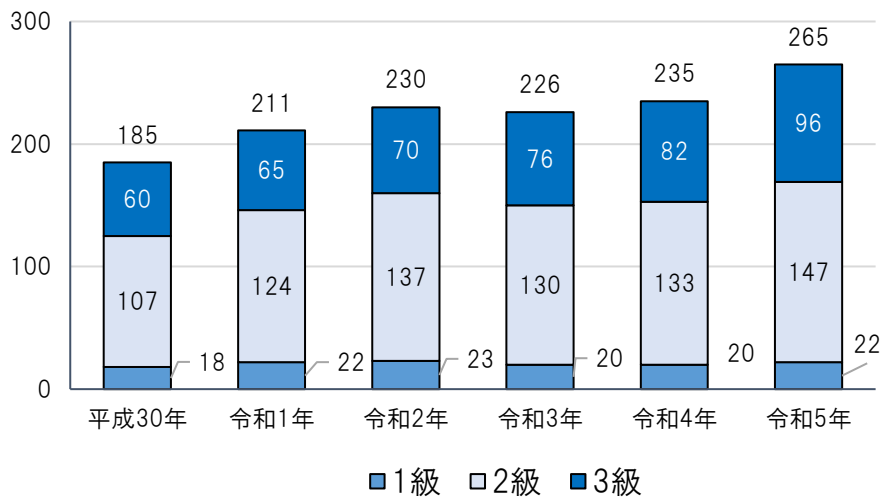
- 年齢別で見ると、「18～64歳」と「18歳未満」が多くを占めており、また、年々増加し続けています。



(4)精神障がいのある人の状況

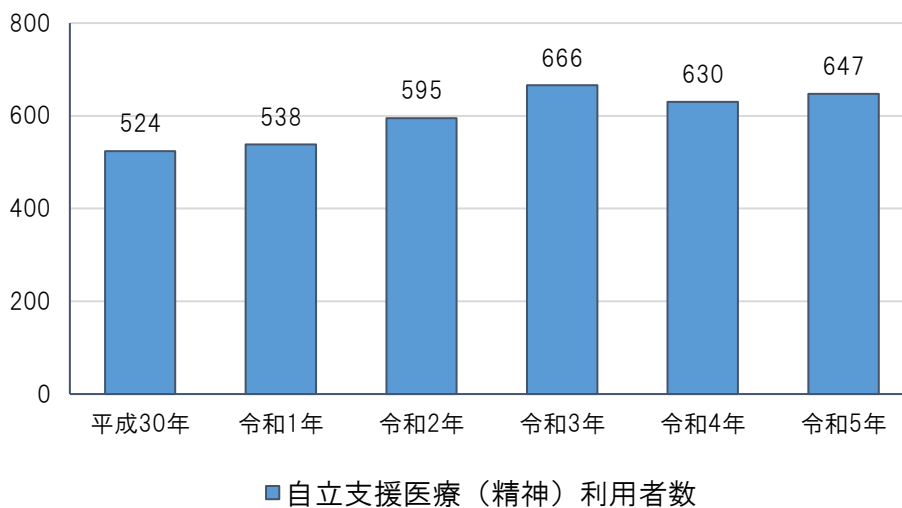
①等級別手帳所持者数

- 等級別で見ると、「2級」が多くを占めています。また、「3級」に該当する人が年々増加し続けています。



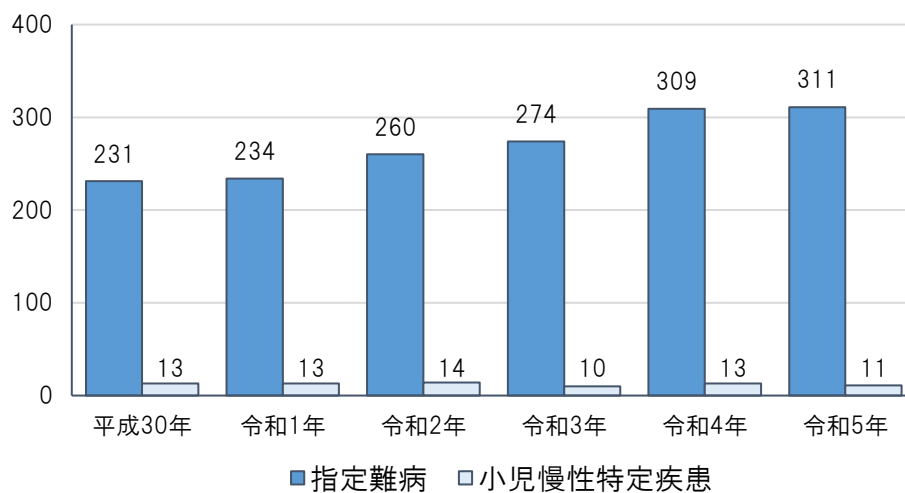
③ 自立支援医療(精神)利用者数

- 平成30年から令和3年で100人以上増加しており、令和3年以降も600人に達しています。



(5) 難病(特定疾患)の人の状況

- 「指定難病」は令和3年に 338 疾病が対象となるなど、範囲が拡大しており、本町における指定難病の人数も年々増加し続けています。



4. ワークショップ結果

(1) 概要

①開催時期・参加者数

	テーマ	実施日	参加人数
第1回	そだつ・まなぶ	8/31	22
第2回	はたらく	9/16	27
第3回	くらす	9/28	27
第4回	お金と契約	10/12	25
第5回	防災	11/18	25
第6回	(まとめ)フリートーク	12/12	13
合計	—	—	139人



(2)まとめ

	課題	めざしたい姿
そだつ まなぶ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のとらえ方、偏見 ■ 支援学級と通常(元)学級の在り方 ■ 発達検査とアフターフォロー ■ 障害のある子供への対応に不安 ■ 情報へのたどりつき方 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 誰も排除されないまち ◇ 障害があっても通いやすい学校 ◇ 学校教育の充実・学校教育が将来の播磨町をつくる ◇ 子どもの居場所をつくる ◇ 放課後等デイサービスの内容の充実
はたらく	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働く場所、働き方のバリエーションが少ない ■ 就労賃金が低い ■ 求人が少ない ■ 事業所情報へのアクセス ■ 働くための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 誰もが働きやすい職場環境 ◇ 働く体験の場・多様な働き方を知る場がある ◇ 働きたい人が排除されず、働く筋道がある社会 ◇ 職場の理解がある社会 ◇ 情報共有と連携
くらす	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急時の支援に不安がある ■ 暮らし方の選択肢が少ない ■ ヘルパー不足 ■ 療育・ハビリテーション・リハビリテーションを継続して受けられない ■ ショートステイが利用しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域生活支援拠点をつくる ◇ 誰にでもわかりやすい情報 ◇ いろいろな暮らし方ができる ◇ 日頃のつながりと緊急時の応援団をつくる ◇ 人材育成
お金と 契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ お金の管理 ■ 契約の管理 ■ お金について学んできていない ■ 判断能力のあるなしの見分け ■ 収入やお金を得る道が少ない・年金の額が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 収入の安定(生活保障) ◇ 情報(お金や契約について学べる) ◇ 契約書のひらがな化 ◇ いつでも相談できる場所をつくる ◇ 成年後見制度の見直しと充実
防災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災についての理解の不足 ■ 避難訓練の未実施・避難方法 ■ 情報が届かない ■ 避難所の設備・対応に不安 ■ 日頃からの近所づきあいが希薄 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事前準備(行動を理解・備蓄も行う) ◇ ごちゃまぜの避難訓練の実施 ◇ 障がいのある人のことを知ってもらう対話 ◇ 合理的配慮のある避難所 ◇ 災害時サポーター

一人ひとりができること	協同でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 学びの場・話し合いの場に参加し、知識をつける ● 家庭内で話し合いをする(対話) ● 学校や先生とコミュニケーションをとる ● 子どもをいろいろな場所に連れていく ● 地域とコミュニケーションをとる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育の見直しと充実 ● 地域の人が学校に入っていけるシステムづくり ● 医療・福祉・教育と家庭の連携 ● 楽しい地域をつくる ● 居場所をつくる
<ul style="list-style-type: none"> ● 学びの場に参加する、情報を積極的に集める ● いろいろな体験をさせる ● 本人を主体として話をきく ● 良い取組や情報を伝えあう ● 余暇支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修の充実 ● 情報アクセシビリティ ● 職場を増やす ● 今ない仕事の創成 ● 就労アセスメントの見直し
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報を集める・情報を得られる場に参加する・伝える ● 自分の得意を社会に活かす ● 連絡を取り合う(対話をする) ● ボランティア登録 ● 地域の行事等への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉総合ネットワークの構築 ● 移動手段の整備 ● 情報をわかりやすく伝える ● フルインクルージョンの理解研修 ● 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ● お金と契約について学ぶ・知る ● つながりを大切に(相談する) ● 購入するときに周囲に話す ● 消費生活センターの見学 ● 契約書をよく読む 	<ul style="list-style-type: none"> ● AIの活用・自治体DXの仕組みづくり ● 相談できる場所 ● お金や契約についての勉強会 ● 情報発信 ● 当事者にわかるお金やトラブル回避の研修
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害についての理解を深める ● 避難行動に参加 ● 地域のイベントなどに参加 ● 事前準備 ● 助けを求める工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難訓練の実施 ● 情報連絡ルートをつくる ● ITの活用、伝わる情報発信 ● 避難所の整備 ● 災害時連携協定

